

Q001 ライフイベントと資金計画 [基礎]

問題：ライフイベント表を作成する主な目的として、最も適切なものはどれか。

ア：家族の将来の予定と、その時期に必要なとなる資金を時系列で整理する

イ：過去の預金口座の入出金だけを日付順に記録する

ウ：保有する資産と負債だけを一時点で一覧化する

エ：将来の投資収益率を一つに固定して確定させる

正答：ア

ア：○ ライフイベント表は、結婚、住宅取得、進学、退職などの予定時期と必要資金を見える化し、資金計画の出発点にするための表である。

イ：× これは家計簿や預金明細に近く、将来のライフイベントを整理する目的とは異なる。

ウ：× これは個人バランスシートの役割であり、時系列のイベント整理ではない。

エ：× 将来収益率は不確実であり、ライフイベント表で確定させるものではない。

総合解説：ライフプランニングでは、まず顧客の目標・予定を時系列で整理し、その後に収支や金融資産残高への影響をキャッシュフロー表で検証する。

Q002 ライフイベントと資金計画 [標準]

問題：5年後に住宅取得、8年後から子の大学進学、20年後に退職を予定する世帯への初期対応として、最も適切なのはどれか。

ア：最も金額の大きい住宅資金だけを計画し、他の目標は無視する

イ：各目標の時期・必要額・優先度を整理し、同一のキャッシュフロー上で資金不足時期を確認する

ウ：すべての目標資金を同じ金融商品で運用する

エ：将来収入は不確実なので、現在の預貯金額だけで可否を決める

正答：イ

ア：× 資金需要の重複を見落とし、教育・老後資金が不足するおそれがある。

イ：○ 目標を個別に見るだけでなく、時期が重なる資金需要を一つのキャッシュフローに落とし込み、優先度も含めて検討するのが適切である。

ウ：× 目標までの期間や許容できる価格変動が異なるため、同一商品に統一する合理性はない。

エ：× 将来の収入・支出・運用・借入等を含めて検討する必要がある。

総合解説：複数のライフイベントがある場合は、時期、必要額、優先順位を整理し、全体の資金繰りで整合性を確認する。

Q003 ライフイベントと資金計画 [基礎]

問題：緊急予備資金を準備する際の考え方として、最も適切なのはどれか。

ア：長期間使わない前提で、全額を価格変動の大きい資産に投資する

イ：住宅購入の頭金と同じ資金として必ず全額使い切る

ウ：生活費等の急な支出に備え、換金しやすく価格変動の小さい資産で確保する

エ：必要額は家族構成や雇用状況にかかわらず全国一律である

正答：ウ

ア：× 緊急時に値下がりしていると必要額を確保できないおそれがある。

イ：× 緊急予備資金は別目的の資金として残す考え方が基本である。

ウ：○ 緊急予備資金は、失業・病気・突発支出などに迅速に対応するため、流動性と元本の安定性が重要である。

エ：× 必要な安全余力は、収入の安定性、扶養家族、固定費等で異なる。

総合解説：緊急予備資金は『いつ必要になるか分からない資金』であり、収益性より流動性・安全性を優先して設計する。

Q004 ライフイベントと資金計画 [標準]

問題：現在の生活費を基準に30年後の老後生活費を見積もる場合の考え方として、最も適切なのはどれか。

ア：30年後も現在と同額の生活費になると必ず仮定する

イ：物価が上がれば公的年金も必ず同率で増えるため考慮不要とする

ウ：インフレは金融資産にだけ影響し、生活費には影響しない

エ：物価上昇を想定するなら、現在額をそのまま使わず将来価値に置き換えて検討する

正答：エ

ア：× 長期の物価変動を無視すると必要資金を過小評価する可能性がある。

イ：× 年金改定には制度上の調整があり、生活費と完全に同率で動くとは限らない。

ウ：× 物価上昇は日常の財・サービス価格にも影響する。

エ：○ 長期計画では、物価上昇により同じ生活水準に必要な名目額が増える可能性を反映させる必要がある。

総合解説：長期のライフプランでは、物価上昇率、収入上昇率、運用利回りなどの前提を分け、実質的な購買力を確認する。

Q005 ライフイベントと資金計画 [標準]

問題：世帯主死亡時の必要保障額を検討する際の考え方として、最も適切なのはどれか。

- ア：遺族の将来支出から、遺族年金、死亡退職金、保有金融資産等の利用可能資源を差し引いて不足額を検討する
イ：現在の年収と同額をそのまま死亡保険金額にする
ウ：住宅ローン残高だけを必要保障額とする
エ：公的な遺族給付は一切考慮しない

正答：ア

ア：○ 私的保険の必要保障額は、将来必要な支出と公的給付・既存資産等を総合して不足額を求める考え方が基本である。

イ：× 年収だけでは遺族の将来支出や公的保障・資産を反映できない。

ウ：× 教育費・生活費等や団体信用生命保険の有無なども検討する必要がある。

エ：× 公的保障は私的保障額を設計するうえで重要な利用可能資源である。

総合解説：必要保障額は『必要資金 - 準備済み資金・公的保障等』という不足額の発想で検討する。公的制度を無視して過大な私的保障を設計しないことが重要である。

Q006 ライフイベントと資金計画 [応用]

問題：基本シナリオでは老後まで金融資産残高がプラスだが、運用利回りを年3%から年1%へ下げると70歳で資金不足となる。FPの対応として最も適切なのはどれか。

- ア：年3%の運用を必ず実現できるとして基本シナリオだけを提示する
イ：結果が前提に敏感であることを説明し、支出削減・退職時期・積立額等を変えた複数シナリオを比較する
ウ：利回りが下がった結果は誤差なので無視する
エ：すべての金融資産を高リスク資産へ移せば解決すると説明する

正答：イ

ア：× 将来利回りを保証できず、資金不足リスクを隠すことになる。

イ：○ 感応度が高い場合は単一予測を断定せず、複数の実行可能な対策を組み合わせ耐性を確認する。

ウ：× 資金枯渇時期が変わるなら重要な感応度である。

エ：× リスク許容度や資金使用時期を無視した対応であり不適切である。

総合解説：1級FPでは、一つの前提値から一つの結論を出すだけでなく、前提変動が家計に与える影響と代替策を比較する視点が重要である。

Q007 ライフイベントと資金計画【応用】

問題：現在、年間可処分所得600万円、年間生活支出540万円の世帯がある。今後、可処分所得は毎年1%、生活支出は毎年2%ずつ増えると仮定する。この前提から最も適切にいえることはどれか。

ア：支出の伸び率が高いほど収支余剰は自動的に拡大する

イ：収入と支出はどちらも増えるので、余剰額は必ず60万円で固定される

ウ：他の条件が同じなら、収支余剰は時間とともに縮小する方向に働く

エ：収入上昇率と支出上昇率はキャッシュフロー分析に影響しない

正答：ウ

ア：× 支出が収入より速く増えれば余剰はむしろ縮小しやすい。

イ：× 増加率が異なるため差額は固定されない。

ウ：○ 支出の伸び率が収入の伸び率を上回るため、両者の差である余剰は長期的に圧迫される。

エ：× 長期の収支と金融資産残高に直接影響する重要な前提である。

総合解説：キャッシュフローでは名目額だけでなく、収入と支出の伸び率の差を見る。支出上昇率が高ければ、現在黒字でも将来の余裕が減る可能性がある。

Q008 ライフイベントと資金計画【標準】

問題：純資産は多いが、その大半が自宅不動産で、預貯金が少ない世帯が2年後に多額の教育費を予定している。最も適切な助言はどれか。

ア：純資産がプラスなら短期の資金不足は起こらないと判断する

イ：自宅の評価額を教育費として直ちに全額利用できるとみなす

ウ：教育費の支払時期は資産配分の判断に関係しない

エ：純資産額だけでなく、教育費支払時に使える流動資産と資金化時期を確認する

正答：エ

ア：× 不動産等の非流動資産が多い場合、支払時点の現金不足は起こり得る。

イ：× 自宅は売却等をしなければ現金化できず、生活基盤でもある。

ウ：× 使用時期に近い資金ほど流動性と価格安定性が重要になる。

エ：○ 純資産が十分でも、必要時に換金できる資産が乏しければ資金繰りに支障が出る。

総合解説：ライフプランでは『いくら持っているか』と『必要時に使えるか』を分けて考える。BSの健全性とCFの流動性は別の評価軸である。

Q009 ライフイベントと資金計画 [基礎]

問題：他の条件が同一で、退職時期を65歳から67歳へ延ばした場合、老後資金計画への一般的な影響として最も適切なのはどれか。
ア：就労収入を得る期間が延び、資産取り崩し開始を遅らせる方向に働く
イ：資産取り崩し期間が必ず2年長くなる
ウ：公的年金の受給額や就労収入との関係は一切確認不要になる
エ：退職時期を変えてもキャッシュフローには影響しない

正答：ア

ア：○ 退職を遅らせると、一般に収入期間が延び、老後資産の取り崩し期間を短くする効果が期待できる。
イ：× 取り崩し開始が遅れるため、むしろ短くなる方向である。
ウ：× 受給開始時期や在職老齢年金等の制度確認は別途必要である。
エ：× 収入期間と支出・資産取り崩し開始時期が変化する。

総合解説：退職時期は老後資金の主要な調整変数である。ただし、公的年金の受給時期や健康・就業可能性も合わせて検討する。

Q010 ライフイベントと資金計画 [標準]

問題：子の進学先が公立か私立か未定で、10年後の教育費に大きな幅がある。資金計画として最も適切なのはどれか。
ア：最も安いケースだけを採用し、他の可能性は考慮しない
イ：複数の進学ケースを設定し、それぞれの必要資金と家計への影響を比較する
ウ：最も高いケースだけを必ず採用し、他の目標資金をゼロにする
エ：進学先が未定なら教育資金の計画自体を卒業直前まで行わない

正答：イ

ア：× 実際の進路が変わったときに資金不足となるリスクが高い。
イ：○ 不確実性が大きい支出は単一点で決め打ちせず、複数ケースで耐性を確認するのが合理的である。
ウ：× 保守的でも、他の目標とのバランスを無視するのは適切でない。
エ：× 準備期間を失い、積立余地を小さくする。

総合解説：不確実なライフイベントは、複数シナリオで必要額を把握し、優先順位と調整余地を残すことが重要である。

Q011 ライフイベントと資金計画 [基礎]

問題：3か月後に納付する予定の税金と、25年後の老後資金を管理する際の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：どちらも同じ日に使う資金として扱う

イ：3か月後の税金ほど長期の価格変動リスクを取るべきである

ウ：使用時期が大きく異なるため、必要な流動性や許容できる価格変動を分けて考える

エ：25年後の資金は時間軸を考える必要がない

正答：ウ

ア：× 使用時期が明確に異なる。

イ：× 短期支払資金は元本変動を抑え、流動性を確保する必要がある。

ウ：○ 近い将来に確実に使う資金と長期資金では、運用期間と損失許容度が異なる。

エ：× 長期資金ほどインフレや運用期間の影響を受けるため時間軸が重要である。

総合解説：資金目的と使用時期は、資産配分や流動性管理の前提となる。目的別に資金を区分して考えることが有効である。

Q012 ライフイベントと資金計画 [標準]

問題：5年前に作成したライフプランについて、家族構成、勤務先、住宅ローン金利が変化している。最も適切な対応はどれか。

ア：一度作成した計画は変更すると比較できないため、そのまま維持する

イ：変化した項目だけを文章で記録し、数値計画は更新しない

ウ：金利の変化は住宅ローン以外の家計に影響しないため確認不要とする

エ：現在の事実関係と目標を再確認し、前提を更新してキャッシュフローを再計算する

正答：エ

ア：× 古い前提を使い続けると意思決定を誤るおそれがある。

イ：× 収支・資産残高への影響も再計算する必要がある。

ウ：× 返済額や借換え判断を通じて家計全体のCFに影響し得る。

エ：○ ライフプランは環境や目標の変化に応じて見直すものであり、前提を更新して再評価する必要がある。

総合解説：ライフプランは固定された予言ではなく、目標や制度・経済環境の変化に応じて更新する意思決定ツールである。

Q013 キャッシュフロー表・個人バランスシート [標準]

問題：現在の年間生活費が360万円で、今後5年間の物価上昇率を毎年2%と仮定する。5年後の年間生活費の見込額として最も近いものはどれか。

ア：約397万円（ $360\text{万円} \times 1.02^5$ ） | 考え方： $360 \times 1.02^5 = \text{約}397.5\text{万円}$ である

イ：約367万円（ $360\text{万円} \times 1.02$ ） | 考え方：1年分しか物価上昇を反映していない

ウ：約396万円（ $360\text{万円} + 360\text{万円} \times 2\% \times 5\text{年}$ ） | 考え方：単利計算であり、毎年の複利的な上昇を正確に反映していない

エ：360万円のまま | 考え方：2%の物価上昇率を前提にするなら将来額は増加する

正答：ア

ア：○ $360 \times 1.02^5 = \text{約}397.5\text{万円}$ である。複利で各年の物価上昇を反映する。

イ：× 1年分しか物価上昇を反映していない。

ウ：× 単利計算であり、毎年の複利的な上昇を正確に反映していない。

エ：× 2%の物価上昇率を前提にするなら将来額は増加する。

総合解説：将来の支出見込額は、現在額×（1+変動率）^年数で計算する。長期CFでは収入と支出の上昇率を別々に置く。

Q014 キャッシュフロー表・個人バランスシート [標準]

問題：年初の金融資産残高が1,000万円で、年初残高に対する年間運用利回りを2%、年間収支を+100万円とする。年間収支は年末に反映するとした場合、年末金融資産残高はいくらか。

ア：1,100万円 | 考え方：運用益20万円を反映していない

イ：1,120万円 | 考え方：年初1,000万円×1.02=1,020万円、これに年末の収支余剰100万円を加えて1,120万円となる

ウ：1,122万円 | 考え方：年間収支100万円にも同じ1年間の利回りを乗せており、問題の『年末に反映』という条件と異なる

エ：1,020万円 | 考え方：年間収支余剰100万円を加えていない

正答：イ

ア：× 運用益20万円を反映していない。

イ：○ 年初1,000万円×1.02=1,020万円、これに年末の収支余剰100万円を加えて1,120万円となる。

ウ：× 年間収支100万円にも同じ1年間の利回りを乗せており、問題の『年末に反映』という条件と異なる。

エ：× 年間収支余剰100万円を加えていない。

総合解説：CF表の金融資産残高は、期首残高、運用、年間収支の反映時点を明確にして計算する。設問条件の時点を読み落とさないことが重要である。

Q015 キャッシュフロー表・個人バランスシート [応用]

問題：ある年の可処分所得が700万円、通常支出が650万円で、運用損益はゼロだった。一方、金融資産残高は年初から年末に30万円しか増えていない。最も合理的な確認事項はどれか。

ア：収支余剰は必ず30万円だったとみなし、650万円の支出を修正する

イ：金融資産残高はキャッシュフローと無関係なので差異を無視する

ウ：通常支出に計上されていない120万円の臨時支出・資産購入等がないか確認する

エ：差額20万円は必ず所得税の計算誤りだと断定する

正答：ウ

ア：× まず差異の原因を確認すべきで、根拠なく既存数値を変更するのは不適切である。

イ：× 収支と資産増減の整合確認はCF分析の重要なチェックである。

ウ：○ 通常収支は+50万円なのに金融資産は+30万円なので、差額20万円の資金流出等を確認する必要がある。

エ：× 差異原因は臨時支出、資産取得、計上漏れなど複数あり、断定できない。

総合解説：収支余剰と金融資産残高の変化が一致しない場合は、臨時収支、資産売買、負債返済、計上漏れ等を確認して整合させる。

Q016 キャッシュフロー表・個人バランスシート [標準]

問題：個人バランスシートで、預貯金600万円、有価証券500万円、生命保険の解約返戻金相当額100万円、自宅の時価3,000万円、住宅ローン残高2,200万円、自動車ローン残高100万円である。純資産はいくらか。

ア：4,200万円 | 考え方：資産合計であり、負債を差し引いていない

イ：2,300万円 | 考え方：負債合計であり、純資産ではない

ウ：6,500万円 | 考え方：資産と負債を加算しており、バランスシートの純資産計算ではない

エ：1,900万円 | 考え方：資産は4,200万円、負債は2,300万円なので、純資産 = $4,200 - 2,300 = 1,900$ 万円である

正答：エ

ア：× 資産合計であり、負債を差し引いていない。

イ：× 負債合計であり、純資産ではない。

ウ：× 資産と負債を加算しており、バランスシートの純資産計算ではない。

エ：○ 資産は4,200万円、負債は2,300万円なので、純資産 = $4,200 - 2,300 = 1,900$ 万円である。

総合解説：個人BSでは、原則として評価時点の資産価額を合計し、負債残高を差し引いて純資産を求める。

Q017 キャッシュフロー表・個人バランスシート [基礎]

問題：個人バランスシートを作る際、貯蓄性のある生命保険を資産として把握する考え方として最も適切なのはどれか。

ア：評価時点の解約返戻金相当額等、現時点で資産価値を示す金額で把握する

イ：死亡保険金額を常にそのまま資産額にする

ウ：払込予定保険料の将来総額を資産額にする

エ：生命保険はどのような商品でも資産に一切計上しない

正答：ア

ア：○ 個人BSは一時点の財産状態を示すため、死亡時に初めて受け取る保険金額ではなく、現時点の資産価値を用いる。

イ：× 死亡保険金は現時点で自由に換金できる保有資産額とは異なる。

ウ：× 将来の支払予定額は現時点の資産価値ではない。

エ：× 解約返戻金等の資産価値がある場合は把握対象となり得る。

総合解説：個人BSは『今、いくらの資産価値と負債があるか』を測る。保険は商品性に応じて解約返戻金相当額等を用いる。

Q018 キャッシュフロー表・個人バランスシート [標準]

問題：自宅の時価が3,000万円から2,500万円へ下落し、住宅ローン残高は2,000万円のまま変わらなかった。他の資産・負債に変化がない場合、個人バランスシートへの影響として正しいものはどれか。

ア：純資産は500万円増加する

イ：純資産は500万円減少する

ウ：純資産は変わらない

エ：住宅ローン残高も自動的に1,500万円へ減少する

正答：イ

ア：× 資産価額の下落は純資産を減少させる。

イ：○ 資産価額が500万円減り、負債が変わらないため、純資産も500万円減少する。

ウ：× BSは時価等で資産価値を把握するため、評価額下落は反映される。

エ：× 担保不動産の時価下落だけで借入元本が自動減額されるわけではない。

総合解説：個人BSでは、資産の時価変動と負債残高の変動を別々に反映する。担保価値の下落は負債元本を自動的に減らさない。

Q019

キャッシュフロー表・個人バランスシート [基礎]

問題：現在100万円の支出が、物価上昇率年2%の前提で3年後にいくらになるかを見積もる式として最も適切なのはどれか。

ア．100万円÷1.02^3 | 考え方：これは将来額を現在価値へ割り戻す方向の計算である

イ．100万円×0.02×3 | 考え方：増加額だけを単利で求めており、元本を含まず複利でもない

ウ．100万円×1.02^3 | 考え方：毎年2%ずつ複利的に増える前提では、現在額に（1+変動率）の年数乗を掛ける

エ．100万円-2万円×3 | 考え方：物価上昇なのに将来額を減らしている

正答：ウ

ア：× これは将来額を現在価値へ割り戻す方向の計算である。

イ：× 増加額だけを単利で求めており、元本を含まず複利でもない。

ウ：○ 毎年2%ずつ複利的に増える前提では、現在額に（1+変動率）の年数乗を掛ける。

エ：× 物価上昇なのに将来額を減らしている。

総合解説：CF表の将来収入・支出は、前提となる上昇率・減少率を年ごとに反映する。複利式の向きを理解することが重要である。

Q020

キャッシュフロー表・個人バランスシート [標準]

問題：ある年の年間収支が50万円の赤字であった。この事実だけから判断できることとして最も適切なのはどれか。

ア．必ず純資産がマイナスである

イ．必ず住宅ローンを滞納している

ウ．年間赤字はBSにもCFにも影響しない

エ．その年は資金流出超過だが、個人バランスシートが債務超過かどうかは別途確認が必要である

正答：エ

ア：× 多額の金融資産等を保有していれば、年間赤字でも純資産はプラスになり得る。

イ：× 年間赤字だけでは支払状況は判断できない。

ウ：× 通常は金融資産の減少等を通じてBSにも影響し得る。

エ：○ CFの年間赤字と、BSで負債が資産を上回る債務超過は異なる概念である。

総合解説：CFは一定期間の収支、BSは一時点の資産・負債・純資産を示す。両方を併用して家計の安全性を判断する。

Q021 キャッシュフロー表・個人バランスシート [応用]

問題：時価200万円の有価証券を、手数料・税金・評価差額がない前提で200万円の現金に換えた。直後の個人バランスシートへの影響として最も適切なのはどれか。

ア：資産内訳は変わるが、資産合計と純資産は変わらない

イ：純資産が200万円増える

ウ：資産合計が200万円減る

エ：負債が200万円増える

正答：ア

ア：○ 有価証券200万円が現金200万円へ振り替わるだけで、負債にも差額にも変化がない。

イ：× 既存資産を別の資産へ換えただけで新たな価値は生じていない。

ウ：× 現金200万円が新たに資産として残る。

エ：× 売却は借入ではなく、負債増加の原因にならない。

総合解説：資産の換金は、手数料や損益がなければBS上の資産構成を変えるだけである。取引の『振替』と『純資産変動』を区別する。

Q022 キャッシュフロー表・個人バランスシート [応用]

問題：個人バランスシートに住宅ローンを計上する際の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：契約時の当初借入額を返済後も永久に負債額として使う

イ：評価時点の借入元本残高を負債として把握し、将来支払う利息総額を現在の負債残高にそのまま加算しない

ウ：今後30年間の予定利息をすべて元本残高に足して負債とする

エ：住宅ローンは自宅という資産があるため負債に計上しない

正答：イ

ア：× 元本返済により残高は減るため、評価時点の残高を確認する必要がある。

イ：○ BSは評価時点の財政状態を示すため、基本的には現時点の借入残高を負債として把握する。

ウ：× 将来利息は今後の期間に対応する支出であり、現在の元本残高と同一ではない。

エ：× 資産と負債は両建てで把握し、相殺して省略しない。

総合解説：個人BSでは、資産と負債を評価時点で把握する。住宅ローンは現在の元本残高を負債として示し、将来返済額はCFで別途確認する。

Q023 係数・資金計画の計算 [基礎]

問題：年利1%で10年間複利運用する。終価係数1.105を用い、現在500万円の10年後の金額を求めると、最も近いものはどれか。
ア：約453万円（500万円×0.905） | 考え方：0.905は10年・1%の現価係数で、将来額を現在価値へ割り戻す場合に用いる
イ：約48万円（500万円×0.096） | 考え方：0.096は10年・1%の減債基金係数で、目標額を作る毎年積立額の計算に使う
ウ：約553万円（500万円×1.105） | 考え方：現在の一時金を将来価値にするので終価係数を用い、 $500 \times 1.105 = 552.5$ 万円となる
エ：約53万円（500万円×0.106） | 考え方：0.106は資本回収係数で、元本を一定期間で取り崩す年額等を使う

正答：ウ

ア：× 0.905は10年・1%の現価係数で、将来額を現在価値へ割り戻す場合に用いる。
イ：× 0.096は10年・1%の減債基金係数で、目標額を作る毎年積立額の計算に使う。
ウ：○ 現在の一時金を将来価値にするので終価係数を用い、 $500 \times 1.105 = 552.5$ 万円となる。
エ：× 0.106は資本回収係数で、元本を一定期間で取り崩す年額等を使う。

総合解説：終価係数は『現在の一時金→将来の一時金』の変換に用いる。係数名ではなく、何を何に変換するかで選ぶ。

Q024 係数・資金計画の計算 [標準]

問題：10年後に800万円を一括で用意したい。年利1%で複利運用できるとして、10年・1%の現価係数0.905を用いる場合、現在必要な元本はいくらか。
ア：884万円（800万円÷0.905） | 考え方：現価係数は掛けて用いる
イ：768万円（800万円×0.960） | 考え方：0.960はここで与えられた10年・1%の現価係数ではない
ウ：80万円（800万円÷10） | 考え方：運用利回りを考慮せず単純に年数で割っている
エ：724万円（800万円×0.905） | 考え方：将来の目標一時金を現在価値へ割り戻すため現価係数を用い、 $800 \times 0.905 = 724$ 万円となる

正答：エ

ア：× 現価係数は掛けて用いる。割ると将来額より大きくなり、割引の方向と逆になる。
イ：× 0.960はここで与えられた10年・1%の現価係数ではない。
ウ：× 運用利回りを考慮せず単純に年数で割っている。
エ：○ 将来の目標一時金を現在価値へ割り戻すため現価係数を用い、 $800 \times 0.905 = 724$ 万円となる。
総合解説：現価係数は『将来の一時金→現在の一時金』に用いる。将来必要額の現在準備額を求める典型問題である。

Q025 係数・資金計画の計算 [標準]

問題：年利1%で毎年年末に一定額を積み立て、10年後に1,000万円を作りたい。10年・1%の減債基金係数0.096を用いる場合、毎年の積立額はいくらか。

ア．96万円（1,000万円×0.096） | 考え方：将来の目標額から毎年の積立額を求めるため減債基金係数を使い、 $1,000 \times 0.096 = 96$ 万円である

イ．1,105万円（1,000万円×1.105） | 考え方：終価係数を掛けており、現在一時金の将来価値の計算になっている

ウ．905万円（1,000万円×0.905） | 考え方：現価係数で現在必要な一時金を求めた値である

エ．106万円（1,000万円×0.106） | 考え方：資本回収係数で、一定元本を取り崩す年額等を求める係数である

正答：ア

ア：○ 将来の目標額から毎年の積立額を求めるため減債基金係数を使い、 $1,000 \times 0.096 = 96$ 万円である。

イ：× 終価係数を掛けており、現在一時金の将来価値の計算になっている。

ウ：× 現価係数で現在必要な一時金を求めた値である。

エ：× 資本回収係数で、一定元本を取り崩す年額等を求める係数である。

総合解説：減債基金係数は『将来目標一時金→毎年積立額』に用いる。年金終価係数とは逆方向の関係にある。

Q026 係数・資金計画の計算 [標準]

問題：2,000万円を年利1%で運用しながら20年間で取り崩す。20年・1%の資本回収係数0.055を用いると、毎年の取崩額はいくらか。

ア．1,640万円（2,000万円×0.820） | 考え方：0.820は20年・1%の現価係数で、将来一時金の現在価値を求める係数である

イ．110万円（2,000万円×0.055） | 考え方：現在の一時金を一定期間の年額に変換するため資本回収係数を用い、 $2,000 \times 0.055 = 110$ 万円である

ウ．90万円（2,000万円×0.045） | 考え方：0.045は20年・1%の減債基金係数で、将来目標額のための毎年積立額に使う

エ．3,609万円（200万円×18.046） | 考え方：年金現価係数の使い方と数値条件が異なり、本問の元本2,000万円からの取崩年額ではない

正答：イ

ア：× 0.820は20年・1%の現価係数で、将来一時金の現在価値を求める係数である。

イ：○ 現在の一時金を一定期間の年額に変換するため資本回収係数を用い、 $2,000 \times 0.055 = 110$ 万円である。

ウ：× 0.045は20年・1%の減債基金係数で、将来目標額のための毎年積立額に使う。

エ：× 年金現価係数の使い方と数値条件が異なり、本問の元本2,000万円からの取崩年額ではない。

総合解説：資本回収係数は『現在の一時金→毎年の一定額』へ変換する。ローン返済額や資金取崩額の計算で使われる。

Q027 係数・資金計画の計算 [標準]

問題：年利1%で毎年年末に50万円を10年間積み立てる。10年・1%の年金終価係数10.462を用いる場合、10年後の積立額はいくらか。

ア：約474万円（50万円×9.471） | 考え方：9.471は10年・1%の年金現価係数で、将来の年金額列を現在価値にする係数である

イ：約5万円（50万円×0.096） | 考え方：減債基金係数は将来目標額から毎年積立額を逆算するための係数である

ウ：約523万円（50万円×10.462） | 考え方：毎年の一定積立額を将来の一時金へ変換するので年金終価係数を用い、 $50 \times 10.462 = 523.1$ 万円となる

エ：約6万円（50万円×0.106） | 考え方：資本回収係数は現在元本から毎年の回収額を求める係数である

正答：ウ

ア：× 9.471は10年・1%の年金現価係数で、将来の年金額列を現在価値にする係数である。

イ：× 減債基金係数は将来目標額から毎年積立額を逆算するための係数である。

ウ：○ 毎年の一定積立額を将来の一時金へ変換するので年金終価係数を用い、 $50 \times 10.462 = 523.1$ 万円となる。

エ：× 資本回収係数は現在元本から毎年の回収額を求める係数である。

総合解説：年金終価係数は『毎年の積立額→将来の積立総額』に使う。減債基金係数と方向の違いを整理する。

Q028 係数・資金計画の計算 [応用]

問題：年利1%で運用しながら20年間、毎年年末に150万円ずつ受け取りたい。20年・1%の年金現価係数18.046を用いる場合、受取開始時点で必要な元本はいくらか。

ア：約1,830万円（1,500万円×1.220） | 考え方：終価係数を用いた別の将来価値計算であり、毎年150万円の年金原資を求めている

イ：約123万円（150万円×0.820） | 考え方：現価係数は将来の一時金を現在価値にする係数であり、複数年の年金列には年金現価係数を使う

ウ：約7万円（150万円×0.045） | 考え方：減債基金係数であり、将来目標一時金のための毎年積立額を求める場合に使う

エ：約2,707万円（150万円×18.046） | 考え方：将来20年間の一定受取額を現在の一時金へ変換するため年金現価係数を用い、 $150 \times 18.046 = 2,706.9$ 万円となる

正答：エ

ア：× 終価係数を用いた別の将来価値計算であり、毎年150万円の年金原資を求めている。

イ：× 現価係数は将来の一時金を現在価値にする係数であり、複数年の年金列には年金現価係数を使う。

ウ：× 減債基金係数であり、将来目標一時金のための毎年積立額を求める場合に使う。

エ：○ 将来20年間の一定受取額を現在の一時金へ変換するため年金現価係数を用い、 $150 \times 18.046 = 2,706.9$ 万円となる。

総合解説：年金現価係数は『毎年の一定受取額→現在必要な元本』に用いる。老後の定額取崩し原資の推計などで重要である。

Q029 係数・資金計画の計算 [基礎]

問題：『10年後に1,000万円を作るため、毎年いくら積み立てればよいか』を求める際に用いる係数はどれか。

ア：減債基金係数

イ：終価係数

ウ：現価係数

エ：年金現価係数

正答：ア

ア：○ 将来の目標一時金から毎年必要な積立額を逆算する係数が減債基金係数である。

イ：× 現在の一時金が将来いくらになるかを求める係数である。

ウ：× 将来の一時金の現在価値を求める係数である。

エ：× 毎年の一定受取額に必要な現在元本を求める係数である。

総合解説：係数問題は名称暗記より、『一時金が年金か』『現在から将来か、将来から現在か』の二軸で整理すると誤りにくい。

Q030 係数・資金計画の計算 [基礎]

問題：550万円を年利1%、5年間、毎年年末の元利均等返済で返済する。5年・1%の資本回収係数0.206を用いる場合、年間返済額はいくらか。

ア：約523.1万円（550万円×0.951） | 考え方：0.951は5年・1%の現価係数で、将来一時金の現在価値に用いる

イ：約113.3万円（550万円×0.206） | 考え方：現在の借入元本を一定の年返済額へ変換するので資本回収係数を用い、 $550 \times 0.206 = 113.3$ 万円となる

ウ：約107.8万円（550万円×0.196） | 考え方：0.196は5年・1%の減債基金係数で、将来目標額を作る毎年積立額の計算に使う

エ：約578.1万円（550万円×1.051） | 考え方：1.051は5年・1%の終価係数で、一時金の将来価値を求める係数である

正答：イ

ア：× 0.951は5年・1%の現価係数で、将来一時金の現在価値に用いる。

イ：○ 現在の借入元本を一定の年返済額へ変換するので資本回収係数を用い、 $550 \times 0.206 = 113.3$ 万円となる。

ウ：× 0.196は5年・1%の減債基金係数で、将来目標額を作る毎年積立額の計算に使う。

エ：× 1.051は5年・1%の終価係数で、一時金の将来価値を求める係数である。

総合解説：元利均等の年返済額は、現在の借入元本に資本回収係数を掛けて求められる。係数表の利率・期間を取り間違えないこと。

Q031 健康保険・国民健康保険 [標準]

問題：2026年4月1日、厚生年金保険の被保険者数が常時51人以上の企業で働く短時間労働者について、週所定労働時間20時間、月額賃金85,000円、2か月を超える雇用見込みがあり、学生ではない。この者の健康保険・厚生年金保険の適用について最も適切なのはどれか。

ア．週20時間以上なので、賃金額にかかわらず必ず適用される

イ．企業規模が51人以上なら、週所定労働時間にかかわらず必ず適用される

ウ．2026年4月1日時点では月額賃金8.8万円以上の要件を満たさないため、短時間労働者の適用要件を満たさない

エ．学生でないことは適用判定に一切関係しない

正答：ウ

ア：× 2026年4月1日時点では賃金要件も判定要素である。

イ：× 企業規模だけでなく、労働時間等の個人要件も確認する。

ウ：○ 賃金要件の撤廃は2026年10月施行であり、2026年4月1日時点では月額賃金8.8万円以上の要件が残っている。

エ：× 現行の短時間労働者の適用要件では、原則として学生でないことも要件の一つである。

総合解説：2026年9月1級学科の法令基準日である2026年4月1日現在、短時間労働者の適用判定では月額賃金8.8万円以上を含む所定要件を確認する。

Q032 健康保険・国民健康保険 [標準]

問題：健康保険の傷病手当金と出産手当金の両方の支給要件を同一期間について満たす場合の取扱いとして、最も適切なのはどれか。

ア．傷病手当金と出産手当金を同一期間について必ず両方とも満額支給できる

イ．両方の要件を満たすと、どちらの給付も一切受けられない

ウ．傷病手当金が常に優先され、出産手当金は金額にかかわらず全額停止される

エ．原則として出産手当金が支給され、傷病手当金の日額の方が多いときは、その差額を傷病手当金として受けられる

正答：エ

ア：× 同一期間について二重に満額支給される仕組みではない。

イ：× 出産手当金を中心に所定の調整を行う。

ウ：× 原則は出産手当金が支給され、傷病手当金が高い場合に差額調整を行う。

エ：○ 同一期間に両方を重複して満額支給することはできず、出産手当金が優先され、傷病手当金の方が高い場合は差額が支給される。

総合解説：傷病手当金と出産手当金は同一期間に満額を二重受給しない。原則として出産手当金を支給し、傷病手当金の日額が上回る場合は差額を調整する。

Q033 健康保険・国民健康保険 [標準]

問題：2026年4月1日、健康保険の被保険者に生計を維持される20歳の子（配偶者ではない）の年間収入見込みが145万円である。他の被扶養者要件を満たすものとする。収入要件について最も適切なのはどれか。

ア：19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者を除く）は年間収入150万円未満の基準が適用されるため、収入額だけをみれば基準内である

イ：20歳であっても年間収入は一律103万円未満でなければならない

ウ：19歳以上23歳未満でも年間収入は必ず130万円未満でなければならない

エ：年間収入が150万円未満なら、生計維持関係など他の要件は確認不要である

正答：ア

ア：○ 2025年10月1日以後、19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者を除く）の年間収入要件は130万円未満から150万円未満へ引き上げられた。

イ：× 健康保険の被扶養者認定を所得税の旧来の基準と混同している。

ウ：× 該当年齢層の非配偶者については2025年10月から150万円未満へ引き上げられている。

エ：× 収入基準以外にも同居・別居に応じた生計維持要件等を確認する。

総合解説：被扶養者認定は年齢・続柄・収入・生計維持関係を確認する。2025年10月から19歳以上23歳未満の非配偶者について収入基準が改正された。

Q034 健康保険・国民健康保険 [応用]

問題：2026年4月1日、被保険者に生計を維持される23歳の子（配偶者ではない）の年間収入見込みが145万円である。障害者には該当せず、他の条件は通常どおりとする。最も適切な説明はどれか。

ア：23歳も『23歳未満』に含まれるため150万円未満基準を使う

イ：19歳以上23歳未満向けの150万円未満基準から外れるため、原則の年間収入130万円未満基準では収入要件を満たさない

ウ：23歳以上は収入額にかかわらず被扶養者にならない

エ：145万円は150万円未満なので、年齢に関係なく必ず被扶養者になる

正答：イ

ア：× 『23歳未満』は23歳到達前を意味し、23歳は含まれない。

イ：○ 改正後の150万円未満基準は『19歳以上23歳未満』であり、23歳は含まれない。一般の基準で判定する。

ウ：× 年齢だけで一律に排除されるわけではなく、通常の被扶養者要件で判定する。

エ：× 150万円基準の対象年齢・続柄が限定されている。

総合解説：改正基準は数字だけでなく対象範囲を正確に読む必要がある。『19歳以上23歳未満』は19・20・21・22歳が中心で、23歳は含まれない。

Q035 健康保険・国民健康保険 [基礎]

問題：健康保険の傷病手当金について、支給開始前の待期に関する説明として最も適切なのはどれか。

- ア：休んだ初日から必ず傷病手当金が支給される
- イ：待期は連続していなくても合計3日あればよい
- ウ：業務外の傷病で労務不能となり、連続する3日間の待期を完成した後、4日目以降の支給要件を満たす日に支給対象となる
- エ：業務上の負傷だけが傷病手当金の対象である

正答：ウ

ア：× 連続3日間の待期が必要である。

イ：× 待期は連続する3日間で完成させる。

ウ：○ 傷病手当金には連続3日間の待期があり、待期完成後の4日目以降について支給要件を判定する。

エ：× 傷病手当金は健康保険の業務外傷病に対する所得保障であり、業務災害は労災保険が基本となる。

総合解説：傷病手当金は業務外傷病による労務不能時の所得保障である。待期3日と、4日目以後の支給という順序を押さえる。

Q036 健康保険・国民健康保険 [基礎]

問題：健康保険の傷病手当金の支給期間について、最も適切なものはどれか。

- ア：支給開始日から連続して3か月に限られる
- イ：同一傷病であれば期間の上限なく支給される
- ウ：退職日から必ず5年間支給される
- エ：支給開始日から通算して1年6か月である

正答：エ

ア：× 支給期間は3か月ではない。

イ：× 通算1年6か月という上限がある。

ウ：× 退職後の継続給付にも要件があり、支給可能期間は傷病手当金の残存期間内である。

エ：○ 2022年1月以後、傷病手当金は支給開始日から通算して1年6か月の範囲で支給される。

総合解説：傷病手当金は『通算1年6か月』が基本。途中で就労して不支給となった期間がある場合でも、制度上の通算方式で考える。

Q037 健康保険・国民健康保険 [標準]

問題：傷病手当金の支給開始日前12か月間の各月の標準報酬月額を平均すると36万円であるものとする。通常の算式により1日当たりの傷病手当金の額を求めると、いくらか。

ア：8,000円（ $36\text{万円} \div 30 \times 2/3$ ） | 考え方： $36\text{万円} \div 30 = 12,000\text{円}$ 、これに $2/3$ を乗じて8,000円となる

イ：12,000円（ $36\text{万円} \div 30$ ） | 考え方： $2/3$ を乗じる前の基礎額である

ウ：24,000円（ $36\text{万円} \div 30 \times 2$ ） | 考え方：給付率の扱いが誤っている

エ：6,000円（ $36\text{万円} \div 30 \times 1/2$ ） | 考え方：傷病手当金の通常の給付率は $1/2$ ではなく $2/3$ である

正答：ア

ア：○ $36\text{万円} \div 30 = 12,000\text{円}$ 、これに $2/3$ を乗じて8,000円となる。

イ：× $2/3$ を乗じる前の基礎額である。

ウ：× 給付率の扱いが誤っている。

エ：× 傷病手当金の通常の給付率は $1/2$ ではなく $2/3$ である。

総合解説：傷病手当金の日額は、原則として支給開始日前12か月間の標準報酬月額平均 $\div 30 \times 2/3$ で計算する。

Q038 健康保険・国民健康保険 [応用]

問題：健康保険の被保険者が退職時点で傷病手当金を受給中であり、退職日まで継続して1年以上被保険者であった。退職後も同一傷病で労務不能が続く場合の説明として最も適切なのはどれか。

ア：退職した時点で、残りの支給可能期間にかかわらず必ず打ち切られる

イ：所定の要件を満たせば、傷病手当金の支給開始日から通算1年6か月の範囲内で資格喪失後も継続給付を受けられる

ウ：退職後は支給期間が新たに1年6か月へリセットされる

エ：被保険者期間が1か月しかなくても、退職時に病気なら必ず継続給付される

正答：イ

ア：× 一定要件を満たす資格喪失後の継続給付がある。

イ：○ 資格喪失前に継続1年以上の被保険者期間があり、資格喪失時に傷病手当金を受けている等の要件を満たすと継続給付の対象となり得る。

ウ：× 退職前からの支給開始日を基準とする残存期間で考える。

エ：× 資格喪失後継続給付には原則として継続1年以上の被保険者期間等の要件がある。

総合解説：退職後の傷病手当金は新しい権利が発生するのではなく、資格喪失前からの権利を一定要件の下で継続する制度である。

Q039 健康保険・国民健康保険 [基礎]

問題：会社員が業務中に機械で負傷し、業務災害と認められる場合、治療費等の公的保険給付について最も適切な考え方はどれか。

- ア：原則として健康保険だけを使い、労災保険は使えない
- イ：国民健康保険に自動的に切り替えて給付を受ける
- ウ：原則として労災保険の業務災害に対する給付を検討する
- エ：公的保険は一切使えず、全額自己負担となる

正答：ウ

ア：× 業務災害は労災保険の中心的な給付対象である。

イ：× 在職中の業務災害を理由に国民健康保険へ自動切替する制度ではない。

ウ：○ 業務上の負傷は労災保険の対象であり、健康保険の業務外傷病給付とは区別する。

エ：× 労災保険による療養補償給付等が設けられている。

総合解説：健康保険は主として業務外傷病、労災保険は業務災害・通勤災害を対象とする。事故原因により適用制度を判断する。

Q040 健康保険・国民健康保険 [基礎]

問題：健康保険の出産手当金について、単胎妊娠で予定どおり出産し、その期間休業して給与の支払いがない場合の原則的な対象期間として最も適切なのはどれか。

- ア：出産の日以前7日から出産の日後7日まで
- イ：出産の日以前98日から出産の日後42日まで
- ウ：出産の日後1年間のみ
- エ：出産の日以前42日から出産の日後56日まで

正答：エ

ア：× 出産手当金の法定期間より短い。

イ：× 98日は多胎妊娠の場合の産前期間であり、産後は56日が基本である。

ウ：× 産前期間も対象であり、産後1年間という制度ではない。

エ：○ 単胎の場合、出産の日以前42日（出産日が予定日より遅れた場合はその遅れた期間も含む）から出産の日後56日までが基本である。

総合解説：出産手当金は出産のため会社を休み、報酬を受けられない期間の所得保障である。単胎は産前42日・産後56日が基本。

Q041 健康保険・国民健康保険 [標準]

問題：出産手当金の1日当たり支給額の原則的な算式として、最も適切なものはどれか。

ア：支給開始日前12か月間の各月の標準報酬月額平均÷30×2/3

イ：支給開始日前12か月間の標準報酬月額平均×2/3

ウ：実際の医療費総額×2/3

エ：出産育児一時金の額÷56日

正答：ア

ア：○ 出産手当金の日額は、原則として標準報酬月額の平均を30で除し、その2/3を乗じて求める。

イ：× 日額にするための÷30が抜けている。

ウ：× 出産手当金は医療費の償還ではなく、休業中の所得保障である。

エ：× 出産育児一時金と出産手当金は別制度であり、算式も異なる。

総合解説：出産手当金と傷病手当金は、標準報酬月額を基礎とした所得保障という点で共通するが、支給事由・対象期間は異なる。

Q042 健康保険・国民健康保険 [標準]

問題：退職後に協会けんぽの任意継続被保険者となるための基本要件として、最も適切なものはどれか。

ア：継続して1年以上の被保険者期間と、退職後1年以内の申請が必要である

イ：資格喪失日の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間があり、資格喪失日から20日以内に申請する

ウ：被保険者期間は不要で、退職後いつでも申請できる

エ：退職後に国民健康保険へ一度加入しなければ任意継続できない

正答：イ

ア：× 任意継続の基本要件の期間とは異なる。1年以上要件は傷病手当金等の資格喪失後継続給付と混同しやすい。

イ：○ 任意継続では、原則として継続2か月以上の被保険者期間と、資格喪失日から20日以内の申請が必要である。

ウ：× 被保険者期間と申請期限が定められている。

エ：× 国民健康保険への先行加入は任意継続の要件ではない。

総合解説：退職時は任意継続、国民健康保険、家族の被扶養者などを比較する。任意継続は『2か月以上・20日以内』を基本として押さえる。

Q043 健康保険・国民健康保険 [基礎]

問題：市町村国民健康保険と被用者健康保険の違いについて、最も適切な説明はどれか。

ア：国民健康保険では世帯主だけが被保険者となり、家族は全員被扶養者となる

イ：国民健康保険には保険料・保険税の負担が一切ない

ウ：市町村国民健康保険には健康保険のような『被扶養者』という加入区分はなく、加入対象となる世帯員はそれぞれ被保険者となる

エ：会社員の健康保険にも被扶養者制度は存在しない

正答：ウ

ア：× 国民健康保険に同じ意味の被扶養者区分はない。

イ：× 所得等に応じた保険料・保険税が課される。

ウ：○ 国民健康保険には被用者健康保険の被扶養者制度と同じ仕組みはなく、対象者は各自が被保険者となる。

エ：× 被用者健康保険には一定要件を満たす家族の被扶養者制度がある。

総合解説：退職後の医療保険比較では、国民健康保険に被扶養者制度がない点が家族全体の負担に影響する。

Q044 健康保険・国民健康保険 [応用]

問題：2026年9月13日実施の1級FP学科試験の法令基準日である2026年4月1日現在の高額療養費制度について、最も適切な説明はどれか。

ア：2026年8月から導入される年間上限を、2026年4月1日現在すでに施行済みとして計算する

イ：自己負担限度額は年齢・所得に関係なく全国一律の固定額である

ウ：高額療養費制度には多数回該当の仕組みがなく、毎月必ず同じ上限額になる

エ：年齢・所得区分等に応じた月単位の自己負担限度額があり、直近12か月で一定回数該当すると多数回該当による軽減がある

正答：エ

ア：× 法令基準日後の制度変更を遡及して用いるのは不適切である。

イ：× 高額療養費の限度額は年齢・所得区分等により異なる。

ウ：× 直近12か月に高額療養費の該当月が一定回数ある場合の多数回該当がある。

エ：○ 2026年4月1日の基準では月単位の自己負担限度額と多数回該当等を用いる。2026年8月からの年間上限をこの基準日に遡って適用しない。

総合解説：FP技能検定では法令基準日が明示される。2026年9月1級学科は2026年4月1日基準であり、後日施行される改正を混在させない。

Q045 雇用保険・労災保険 [基礎]

問題：自己都合退職した一般の離職者が雇用保険の基本手当を受給するための被保険者期間要件として、原則最も適切なのはどれか。

ア：離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算12か月以上あること

イ：離職前6か月間に1か月以上あればよい

ウ：離職前10年間に1か月以上あればよい

エ：被保険者期間にかかわらず離職すれば必ず受給できる

正答：ア

ア：○ 一般の離職者は、原則として離職前2年間に被保険者期間12か月以上が必要である。

イ：× 一般離職者の原則要件より短い。

ウ：× 基本手当の原則的な期間要件ではない。

エ：× 被保険者期間や失業状態などの要件がある。

総合解説：基本手当では、一般離職者の『2年間に12か月』と、特定受給資格者等の緩和された要件を区別する。

Q046 雇用保険・労災保険 [標準]

問題：倒産・解雇等により離職した特定受給資格者等について、基本手当の被保険者期間要件として認められる場合があるものはどれか。

ア：離職前1か月に被保険者期間1日以上

イ：離職の日以前1年間に被保険者期間が通算6か月以上

ウ：離職前20年間に被保険者期間1か月以上

エ：倒産・解雇であれば被保険者期間は完全に不要

正答：イ

ア：× そのような極端に短い要件ではない。

イ：○ 特定受給資格者や一定の特定理由離職者については、離職前1年間に6か月以上という要件で受給資格を満たす場合がある。

ウ：× 基本手当の受給資格要件ではない。

エ：× 離職理由に応じて要件は緩和されるが、被保険者期間要件自体がなくなるわけではない。

総合解説：離職理由により受給資格要件や所定給付日数が異なる。一般離職者と特定受給資格者等を分けて整理する。

Q047 雇用保険・労災保険 [標準]

問題：雇用保険の基本手当の受給期間について、最も適切な説明はどれか。

ア：所定給付日数が90日なら、受給期間も必ず90日である

イ：離職後は受給期間の期限がなく、何年後でも同じ権利を行使できる

ウ：原則として離職日の翌日から1年間であり、一定の理由で30日以上職業に就けない場合は受給期間延長の対象となることがある

エ：受給期間延長制度は一切存在しない

正答：ウ

ア：× 所定給付日数と受給期間は別概念である。

イ：× 原則1年間という受給期間がある。

ウ：○ 基本手当の受給期間は原則1年。病気・けが、妊娠・出産・育児等で一定期間職業に就けない場合には延長制度がある。

エ：× 一定の理由で職業に就けない期間が続く場合の延長制度がある。

総合解説：『受給期間』は権利を行使できる期間、『所定給付日数』は支給される日数であり、区別が必要である。

Q048 雇用保険・労災保険 [基礎]

問題：一般の離職者で、雇用保険の被保険者期間が20年以上ある場合の基本手当の所定給付日数として、原則最も適切なのはどれか。

ア：90日。被保険者期間20年以上でも一律この日数になる

イ：120日。被保険者期間20年以上でも10年以上20年未満と同じになる

ウ：360日。一般離職者は加入期間20年以上なら全員この日数になる

エ：150日。一般離職者で被保険者期間20年以上の区分に当たる

正答：エ

ア：× 20年以上の一般離職者は原則150日であり、90日ではない。

イ：× 120日は一般離職者の10年以上20年未満の区分である。

ウ：× 一般離職者の20年以上という条件だけで360日にはならない。

エ：○ 一般離職者では、被保険者期間20年以上の場合の所定給付日数は原則150日である。

総合解説：所定給付日数は離職理由、被保険者期間、年齢等で異なる。一般離職者では20年以上で150日が基本である。

Q049 雇用保険・労災保険【標準】

問題：2026年4月1日、正当な理由のない自己都合退職について、雇用保険の基本手当の給付制限に関する説明として原則最も適切なのはどれか。

ア：7日間の待期満了後、原則1か月の給付制限がある

イ：待期はなく、離職翌日から直ちに基本手当が支給される

ウ：自己都合退職はすべて一律3年間の給付制限となる

エ：2025年4月以後も原則2か月の給付制限から一切変更されていない

正答：ア

ア：○ 2025年4月1日以後の自己都合離職では、原則の給付制限期間は2か月から1か月へ短縮された。一定の反復離職等では別扱いがある。

イ：× まず7日間の待期がある。

ウ：× 現行の原則的な給付制限とは大きく異なる。

エ：× 2025年4月から原則1か月へ見直された。

総合解説：雇用保険の改正では離職日等の適用時点に注意する。2026年4月1日現在の一般的な自己都合離職は『待期7日 + 原則1か月の給付制限』で考える。

Q050 雇用保険・労災保険【標準】

問題：2025年4月から雇用保険の育児休業等給付に加わった制度の組合せとして、最も適切なのはどれか。

ア：傷病手当金と出産手当金

イ：出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金

ウ：療養補償給付と休業補償給付

エ：老齢基礎年金と遺族基礎年金

正答：イ

ア：× いずれも健康保険の給付であり、2025年4月に雇用保険へ新設されたものではない。

イ：○ 2025年4月から、出生後の一定期間の休業を支援する給付と、育児のための時短就業を支援する給付が新設された。

ウ：× いずれも労災保険の給付である。

エ：× いずれも公的年金の給付である。

総合解説：育児関連制度は雇用保険・健康保険・社会保険料免除など複数制度にまたがる。給付の保険制度を正確に区別する。

Q051 雇用保険・労災保険 [基礎]

問題：労災保険の適用について、最も適切な説明はどれか。

ア：正社員を100人以上雇う企業だけが対象である

イ：パート・アルバイトは労災保険の対象にならない

ウ：原則として労働者を1人でも使用する事業は適用事業となり、正社員だけでなく一定のパート・アルバイト等も労働者として保護対象となる

エ：業務災害ではなく私生活上の病気だけを対象とする

正答：ウ

ア：× 企業規模100人以上という要件ではない。

イ：× 労働者であれば雇用形態を問わず対象となり得る。

ウ：○ 労災保険は労働者を使用する事業に広く適用され、雇用形態だけで保護対象から外れるものではない。

エ：× 労災保険は業務災害・通勤災害等を中心に保障する。

総合解説：労災保険は事業主の規模や労働者の呼称ではなく、労働者を使用する事業か、災害が業務・通勤に起因するか等で判断する。

Q052 雇用保険・労災保険 [基礎]

問題：労災保険料の負担について、最も適切なものはどれか。

ア：原則として労働者が全額負担する

イ：健康保険と同様に必ず事業主と労働者で2分の1ずつ負担する

ウ：国が全額負担し、事業主にも労働者にも保険料負担はない

エ：原則として全額を事業主が負担する

正答：エ

ア：× 労災保険料の基本的な負担主体は事業主である。

イ：× 労災保険は健康保険・厚生年金保険の労使折半とは異なる。

ウ：× 事業主が保険料を負担する。

エ：○ 労災保険料は原則として事業主が全額負担し、労働者から半額を徴収する制度ではない。

総合解説：社会保険の比較では保険料負担も重要。労災保険は事業主全額負担、健康保険・厚生年金保険は原則労使折半という違いを整理する。

Q053 雇用保険・労災保険 [標準]

問題：業務災害により休業し、第4日目以降について労災保険の休業補償給付等の支給要件を満たす。給付基礎日額が10,000円の場合、休業補償給付60%と休業特別支給金20%の合計額は1日当たりいくらか。

ア：8,000円。給付基礎日額の80%相当である

イ：6,000円。休業補償給付60%だけを合計額とする

ウ：2,000円。休業特別支給金20%だけを合計額とする

エ：10,000円。給付基礎日額の100%が公的給付として支給される

正答：ア

ア：○ 10,000円 × (60% + 20%) = 8,000円である。

イ：× 休業特別支給金20%を含めていない。

ウ：× 休業（補償）等給付60%を含めていない。

エ：× 本問の合計給付率は80%である。

総合解説：労災の休業では、保険給付60%に特別支給金20%が加わり、合計80%相当となる。業務災害では最初の3日間の事業主補償も別途論点となる。

Q054 雇用保険・労災保険 [応用]

問題：A社とB社の2か所で雇用されている労働者がA社で業務災害に遭った。休業等の労災保険給付額の基礎となる賃金の考え方として、現行制度上最も適切なのはどれか。

ア：A社の賃金は一切使わず、B社の賃金だけで算定する

イ：一定の給付では、災害発生事業場だけでなく複数就業先の賃金を合算して給付基礎日額を算定する仕組みがある

ウ：複数就業者は労災保険の給付対象から除外される

エ：必ず最低賃金だけを基礎に算定し、実際の賃金は考慮しない

正答：イ

ア：× 災害発生事業場の賃金を除外する制度ではない。

イ：○ 複数事業労働者については、給付基礎日額の算定で複数就業先の賃金を合算する制度が設けられている。

ウ：× 複数就業者も労働者として労災保険の対象となり得る。

エ：× 給付基礎日額は賃金を基礎として算定される。

総合解説：副業・兼業の増加を踏まえ、労災保険では複数事業労働者の賃金を合算する仕組みがある。1級では単一勤務先だけの理解に留めない。

Q055 介護保険・公的医療制度 [基礎]

問題：公的介護保険の第1号被保険者は、原則としてどのような者か。

- ア．20歳以上40歳未満のすべての者
- イ．40歳以上65歳未満の医療保険未加入者だけ
- ウ．65歳以上の者
- エ．75歳以上の者だけ

正答：ウ

ア：× 第1号被保険者の年齢区分ではない。

イ：× 第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

ウ：○ 介護保険の第1号被保険者は市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者である。

エ：× 第1号被保険者は65歳以上であり、75歳からではない。

総合解説：介護保険は、第1号＝65歳以上、第2号＝40歳以上65歳未満の医療保険加入者という区分を基本に整理する。

Q056 介護保険・公的医療制度 [標準]

問題：公的介護保険の第2号被保険者として、最も適切なのはどれか。

- ア．65歳以上のすべての者
- イ．20歳以上40歳未満の国民年金第1号被保険者
- ウ．年齢にかかわらず民間介護保険へ加入している者
- エ．40歳以上65歳未満の医療保険加入者

正答：エ

ア：× 65歳以上は第1号被保険者である。

イ：× 介護保険の第2号被保険者の年齢範囲外である。

ウ：× 公的介護保険の被保険者区分は民間保険加入の有無で決まらない。

エ：○ 第2号被保険者は40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者である。

総合解説：第2号被保険者は『40歳以上65歳未満』に加えて『医療保険加入者』であることがポイント。

Q057 介護保険・公的医療制度 [標準]

問題：介護保険の要介護・要支援認定と給付について、最も適切な説明はどれか。

ア：第1号被保険者は原因を問わず要介護・要支援状態が対象となり得るが、第2号被保険者は加齢に起因する特定疾病が原因であることが必要である

イ：第1号被保険者も第2号被保険者も、事故による介護だけが対象である

ウ：第2号被保険者は原因を問わずすべての要介護状態が対象になる

エ：第1号被保険者は認知症による要介護状態を一切対象としない

正答：ア

ア：○ 第2号被保険者には特定疾病という原因要件がある点が、第1号との重要な違いである。

イ：× 事故だけに限定される制度ではない。

ウ：× 第2号は特定疾病に起因することが必要である。

エ：× 認定要件を満たせば対象となり得る。

総合解説：介護保険は年齢区分だけでなく、40～64歳の第2号被保険者には『特定疾病』という原因要件がある。

Q058 介護保険・公的医療制度 [標準]

問題：公的介護保険料の徴収について、最も適切な説明はどれか。

ア：第1号・第2号とも勤務先が必ず全額負担する

イ：40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料は原則として加入する医療保険の保険料と一体的に徴収され、65歳以上の第1号被保険者は市町村が徴収する

ウ：65歳になると介護保険料の負担は完全になる

エ：第2号被保険者の保険料は民間保険会社が徴収する

正答：イ

ア：× 第1号は市町村が徴収し、第2号も加入医療保険に応じた負担がある。

イ：○ 第2号は医療保険者を通じて、第1号は市町村が徴収する仕組みが基本である。

ウ：× 65歳以後も第1号被保険者として介護保険料を負担する。

エ：× 公的介護保険の保険料は医療保険者等を通じて徴収される。

総合解説：65歳到達時は介護保険の被保険者区分と保険料徴収の仕組みが変わるため、退職・在職の別だけで判断しない。

Q059 介護保険・公的医療制度 [標準]

問題：公的介護保険の要介護・要支援認定の申請先・保険者として、基本的に最も適切なのはどれか。

- ア：日本年金機構
- イ：ハローワーク
- ウ：住所地の市町村（特別区を含む）
- エ：全国健康保険協会だけ

正答：ウ

ア：× 公的年金の実施機関であり、介護保険の要介護認定主体ではない。

イ：× 雇用保険等を扱う機関であり、介護認定は行わない。

ウ：○ 介護保険の保険者は市町村・特別区であり、要介護認定の申請も市町村等に行う。

エ：× 協会けんぽは医療保険者であり、介護保険の要介護認定主体ではない。

総合解説：介護保険の保険者は市町村・特別区である。医療保険者や年金機構と役割を混同しない。

Q060 介護保険・公的医療制度 [応用]

問題：同一世帯で医療保険と介護保険の自己負担がともに高額となった場合の公的負担軽減策について、最も適切な説明はどれか。

- ア：医療保険と介護保険の自己負担は制度上絶対に合算できない
- イ：介護保険を利用すると医療保険の自己負担は自動的にゼロになる
- ウ：民間医療保険と民間介護保険の保険料を国が全額返還する制度である
- エ：一定の要件の下で、医療保険と介護保険の自己負担を合算し、年単位の限度額を超える部分を支給する仕組みがある

正答：エ

ア：× 両制度の自己負担を合算して負担軽減する仕組みがある。

イ：× 合算制度にも所得区分等に応じた限度額があり、全額免除とは限らない。

ウ：× 公的医療保険・公的介護保険の自己負担を対象とする制度である。

エ：○ 高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方の負担が重い世帯の年間負担を軽減する。

総合解説：医療・介護の負担を別々に見るだけでなく、世帯単位の合算制度も確認する。高齢世帯の資金計画では重要な公的保障である。

Q061 介護保険・公的医療制度 [標準]

問題：後期高齢者医療制度の被保険者について、最も適切な説明はどれか。

- ア：原則75歳以上の者が対象であり、65歳以上75歳未満でも一定の障害があり認定を受けた者は対象となることがある
イ：原則40歳以上のすべての者が対象である
ウ：原則65歳になった時点ですべての者が自動加入する
エ：会社員であれば80歳まで後期高齢者医療制度の対象にならない

正答：ア

ア：○ 後期高齢者医療制度は原則75歳以上が対象で、一定の障害認定を受けた65～74歳も対象となり得る。

イ：× 40歳は介護保険第2号被保険者の開始年齢と混同している。

ウ：× 原則の加入年齢は75歳である。

エ：× 就業の有無だけで原則75歳という加入年齢が80歳まで延びるわけではない。

総合解説：高齢者の医療制度は65歳の介護保険第1号化と75歳の後期高齢者医療への移行を分けて整理する。

Q062 介護保険・公的医療制度 [応用]

問題：会社員として健康保険に加入し続ける64歳の者が65歳になった。介護保険について最も適切な説明はどれか。

- ア：会社員である限り70歳まで第2号被保険者のままである
イ：健康保険の加入を続けていても、介護保険では第2号被保険者から第1号被保険者へ移行する
ウ：65歳になると介護保険の被保険者ではなくなる
エ：65歳になると健康保険も必ず即日脱退し、後期高齢者医療へ移る

正答：イ

ア：× 第2号は40歳以上65歳未満であり、65歳到達で第1号へ移行する。

イ：○ 介護保険の区分は65歳到達で第1号へ変わる。医療保険の被保険者資格が続くことは別に判断する。

ウ：× 65歳以上は第1号被保険者である。

エ：× 後期高齢者医療は原則75歳からであり、65歳到達だけで必ず移行するわけではない。

総合解説：同じ65歳到達でも、介護保険と医療保険では制度上の意味が異なる。年齢だけで複数制度を一括処理しないこと。

Q063 国民年金 [基礎]

問題：日本国内に住所を有する30歳の自営業者で、厚生年金保険の被保険者でも第3号被保険者でもない者の国民年金上の区分として最も適切なのはどれか。

- ア：第2号被保険者
- イ：第3号被保険者
- ウ：第1号被保険者
- エ：任意加入被保険者

正答：ウ

ア：× 第2号は厚生年金保険の被保険者等が該当する。

イ：× 第3号は第2号被保険者に扶養される一定の配偶者である。

ウ：○ 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満で、第2号・第3号に該当しない自営業者等は第1号被保険者となる。

エ：× 30歳の国内居住自営業者は原則として強制加入の第1号であり、任意加入ではない。

総合解説：国民年金の被保険者区分は、職業名だけでなく年齢、国内居住、厚生年金加入、配偶者の扶養関係で判定する。

Q064 国民年金 [標準]

問題：45歳の会社員が厚生年金保険の被保険者である場合、国民年金上の取扱いとして最も適切なのはどれか。

- ア：会社員は国民年金には一切加入していない
- イ：会社員は必ず国民年金の第1号被保険者である
- ウ：会社員本人は配偶者の有無にかかわらず第3号被保険者である
- エ：国民年金の第2号被保険者に該当する

正答：エ

ア：× 厚生年金加入者は国民年金の第2号被保険者でもある。

イ：× 第1号ではなく第2号である。

ウ：× 第3号は第2号被保険者に扶養される一定の配偶者であり、本人の区分ではない。

エ：○ 厚生年金保険の被保険者は国民年金の第2号被保険者として基礎年金制度にも加入する。

総合解説：日本の公的年金は基礎年金を土台に厚生年金が上乗せされる構造であり、厚生年金加入者は国民年金第2号でもある。

Q065 国民年金 [基礎]

問題：国民年金の第3号被保険者として最も適切なのはどれか。

ア：第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者で、所定の要件を満たす者

イ：第2号被保険者に扶養される20歳の子

ウ：20歳以上60歳未満の自営業者本人

エ：厚生年金保険に加入する会社員本人

正答：ア

ア：○ 第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満で一定要件を満たす者である。

イ：× 第3号は子ではなく配偶者を対象とする。

ウ：× 原則として第1号被保険者である。

エ：× 会社員本人は原則として第2号被保険者である。

総合解説：第3号被保険者は『第2号被保険者の被扶養配偶者』という点为核心であり、健康保険の被扶養者一般と範囲が同一ではない。

Q066 国民年金 [標準]

問題：60歳到達時点で老齢基礎年金の満額に必要な納付済期間が不足している者について、国民年金の任意加入に関する説明として最も適切なのはどれか。

ア：60歳になれば国民年金保険料を追加で納める方法は一切ない

イ：一定の要件を満たせば、60歳以上65歳未満の期間に任意加入して年金額を増やすことができる

ウ：任意加入すると過去の未納期間が自動的にすべて納付済期間へ変わる

エ：任意加入は20歳未満の学生だけが利用できる

正答：イ

ア：× 任意加入制度が設けられている。

イ：○ 60歳以上65歳未満で満額に達していない等の一定要件を満たす者には任意加入制度がある。

ウ：× 任意加入は将来の加入期間を積み増す仕組みであり、過去の未納が自動解消されるものではない。

エ：× 60歳以上65歳未満等の一定の者も対象となる。

総合解説：60歳以後の年金額改善策として任意加入がある。ただし、受給資格・満額までの月数・厚生年金加入状況等の要件確認が必要である。

Q067 国民年金【標準】

問題：国民年金の学生納付特例を受けた期間について、最も適切な説明はどれか。

ア：特例期間は受給資格期間にも一切算入されない

イ：特例を受けると、その期間は全額納付済期間と同額の老齢基礎年金に自動反映される

ウ：受給資格期間には算入されるが、追納しない限り老齢基礎年金額の計算では保険料納付済期間と同じ扱いにはならない

エ：学生納付特例は厚生年金保険料を免除する制度である

正答：ウ

ア：× 受給資格期間には算入される。

イ：× 追納しなければ納付済期間と同じ年金額には反映されない。

ウ：○ 学生納付特例は保険料の納付を猶予する制度で、受給資格期間には入るが、年金額を増やすには原則として追納が必要である。

エ：× 国民年金第1号被保険者である学生等の保険料納付を猶予する制度である。

総合解説：『受給資格期間に入るか』と『年金額に反映されるか』は別に整理する。学生納付特例はその典型である。

Q068 国民年金【標準】

問題：国民年金第1号被保険者が付加保険料を120か月納付した場合、付加年金の年額として正しいものはどれか。

ア：48,000円（400円×120か月） | 考え方：これは付加保険料の納付総額であり、付加年金の年額ではない

イ：12,000円（100円×120か月） | 考え方：付加年金の年額は100円ではなく200円×納付月数である

ウ：240,000円（2,000円×120か月） | 考え方：係数を10倍しており、制度上の算式と異なる

エ：24,000円（200円×120か月） | 考え方：付加保険料は月額400円で、付加年金の年額は200円×付加保険料納付月数で計算するため、 $200 \times 120 = 24,000$ 円である

正答：エ

ア：× これは付加保険料の納付総額であり、付加年金の年額ではない。

イ：× 付加年金の年額は100円ではなく200円×納付月数である。

ウ：× 係数を10倍しており、制度上の算式と異なる。

エ：○ 付加保険料は月額400円で、付加年金の年額は200円×付加保険料納付月数で計算するため、 $200 \times 120 = 24,000$ 円である。

総合解説：付加保険料は月400円、付加年金は年200円×納付月数。単純化すれば受給開始後2年で納付総額相当に達する構造である。

Q069 国民年金【応用】

問題：国民年金第1号被保険者である者の単胎妊娠の出産予定日が2026年6月15日である。産前産後期間の保険料免除について、予定どおり出産した場合の免除対象月として最も適切なのはどれか。

ア：2026年5月分から8月分までの4か月間で、免除期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金額に反映される

イ：2026年6月分だけが免除され、他の月は一切対象にならない

ウ：2026年3月分から8月分までの6か月間が必ず免除される

エ：2026年5月分から8月分は免除されるが、その期間は老齢基礎年金額に全く反映されない

正答：ア

ア：○ 単胎では出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間が免除対象となる。6月出生予定なら5～8月である。

イ：× 単胎の産前産後免除は1か月だけではなく4か月間である。

ウ：× 6か月間は多胎妊娠の場合の取扱いであり、単胎とは異なる。

エ：× 産前産後免除期間は保険料を納付したものとして年金額に反映される。

総合解説：第1号被保険者の産前産後免除は、単胎では出産予定月（または出産月）の前月から4か月間、多胎では3か月前から6か月間。免除期間は納付済みとして年金額へ反映される。

Q070 国民年金【標準】

問題：国民年金保険料について、『法定・申請による免除が認められた期間』と『単なる未納期間』を比較した説明として最も適切なのはどれか。

ア：免除期間も未納期間も、常に全額納付済期間と同じ年金額になる

イ：免除期間は受給資格期間に算入されるが、単なる未納期間は原則として受給資格期間に算入されない

ウ：未納期間の方が免除期間より年金額に有利である

エ：免除制度を利用すると受給資格期間から必ず除外される

正答：イ

ア：× 免除の種類により年金額への反映割合が異なり、未納は原則反映されない。

イ：○ 適法に免除された期間と未納は法的効果が異なる。未納を免除と同じ扱いにしてはいけない。

ウ：× 未納は受給資格・年金額の双方で不利になり得る。

エ：× 免除期間は受給資格期間に算入される。

総合解説：保険料を払えない場合は、未納のままにせず免除・納付猶予等の制度利用を検討することが、受給資格や障害・遺族保障の面でも重要である。

Q071 国民年金 [基礎]

問題：厚生年金保険に加入する国民年金第2号被保険者の国民年金保険料について、最も適切な説明はどれか。

ア：厚生年金保険料に加えて、第1号と同じ国民年金定額保険料を必ず二重に納付する

イ：第2号被保険者は公的年金保険料を一切負担しない

ウ：第2号被保険者は厚生年金保険料を負担し、国民年金の定額保険料を別途個人で納付する必要はない

エ：第2号被保険者は国民年金の基礎年金部分を受給できない

正答：ウ

ア：× 第2号被保険者は定額の国民年金保険料を別途納付しない。

イ：× 厚生年金保険料を給与・賞与等を基礎に負担する。

ウ：○ 第2号被保険者は厚生年金制度を通じて基礎年金に参加しており、第1号の定額保険料を別途納める仕組みではない。

エ：× 所定要件を満たせば老齢基礎年金等の対象となる。

総合解説：第2号被保険者は『国民年金＋厚生年金』の二階建てだが、保険料を二種類別々に個人納付するわけではない。

Q072 国民年金 [基礎]

問題：国民年金第3号被保険者の保険料について、最も適切な説明はどれか。

ア：第3号被保険者は第1号の2倍の定額保険料を納付する

イ：第3号被保険者は国民年金に加入していないため保険料が不要である

ウ：第3号被保険者の配偶者が退職しても区分変更手続は一切不要である

エ：第3号被保険者本人が国民年金保険料を個別に納付する必要はない

正答：エ

ア：× そのような負担制度ではない。

イ：× 第3号も国民年金の被保険者である。

ウ：× 配偶者が第2号でなくなる等により第3号要件を失えば、区分変更が必要となる。

エ：○ 第3号被保険者の基礎年金に要する費用は厚生年金制度全体で負担され、本人が定額保険料を個別納付する仕組みではない。

総合解説：第3号被保険者は保険料を個別負担しないが、資格要件の変化時には届出が重要である。

Q073 国民年金【標準】

問題：2026年度の老齢基礎年金の満額について、昭和31年4月2日以後生まれの者の月額として最も適切なのはどれか。

ア：70,608円。昭和31年4月2日以後生まれの者の2026年度満額である

イ：69,308円。2025年度額を2026年度にも据え置く

ウ：75,000円。2026年度は全員この端数のない定額になる

エ：65,000円。厚生年金加入の有無にかかわらずこの額になる

正答：ア

ア：○ 日本年金機構公表の2026年度額は月70,608円である。

イ：× 69,308円は前年度の額で、2026年度は改定されている。

ウ：× 日本年金機構の2026年度公表額と異なる。

エ：× 2026年度の当該区分の満額ではない。

総合解説：年金額は年度改定されるため、問題では対象年度を必ず確認する。本問は2026年度額を問う。

Q074 国民年金【応用】

問題：58歳の会社員が退職し、翌日から自営業となった。配偶者の被扶養者にもならず、国内に居住している。この者の公的年金手続として最も適切なのはどれか。

ア：60歳未満でも退職と同時に国民年金から完全に脱退する

イ：厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金第1号被保険者への種別変更手続を行う

ウ：自営業者になると自動的に国民年金第3号被保険者になる

エ：退職後も勤務実態がなくても厚生年金第2号被保険者のまま固定される

正答：イ

ア：× 20歳以上60歳未満の国内居住者には原則として国民年金の強制加入関係がある。

イ：○ 58歳で国内居住し、第2号・第3号に該当しないため、第1号被保険者となる。

ウ：× 第3号は第2号被保険者に扶養される配偶者である。

エ：× 厚生年金の被保険者資格を喪失すれば区分変更が必要である。

総合解説：退職・転職・扶養関係の変化は国民年金の種別変更を伴う。年齢と次の働き方を確認して手続きを判断する。

Q075 厚生年金保険 [基礎]

問題：適用事業所に常用的に使用され、他の適用除外に該当しない会社員の厚生年金保険の被保険者年齢について、原則最も適切なのはどれか。

ア：60歳未満。国民年金第1号被保険者の年齢範囲と同じとする

イ：65歳未満。老齢基礎年金の原則受給開始年齢と同じとする

ウ：70歳未満。厚生年金の原則的な被保険者年齢上限である

エ：75歳未満。後期高齢者医療制度の原則加入年齢と同じとする

正答：ウ

ア：× 厚生年金は60歳以後も70歳未満まで加入対象となり得る。

イ：× 受給開始年齢と厚生年金の被保険者年齢上限は別である。

ウ：○ 適用事業所に使用される70歳未満の者が原則として被保険者となる。

エ：× 厚生年金の原則的な被保険者年齢上限は70歳である。

総合解説：年金では『国民年金第1号の原則20～59歳』『厚生年金の原則70歳未満』『老齢年金の受給開始65歳』を区別する。

Q076 厚生年金保険 [基礎]

問題：厚生年金保険料の負担について、最も適切なものはどれか。

ア：原則として全額を被保険者だけが負担する

イ：労災保険と同じく原則全額を事業主だけが負担する

ウ：保険料は年齢や給与にかかわらず全国民同じ定額である

エ：原則として事業主と被保険者が折半して負担する

正答：エ

ア：× 事業主にも原則2分の1の負担がある。

イ：× 労災保険と異なり、厚生年金保険料は原則労使折半である。

ウ：× 厚生年金保険料は標準報酬月額・標準賞与額を基礎に算定する。

エ：○ 厚生年金保険料は標準報酬月額・標準賞与額を基礎に算定し、原則として労使折半で負担する。

総合解説：社会保険料の負担主体を比較すると、厚生年金・健康保険は原則労使折半、労災保険は事業主全額負担という違いがある。

Q077 厚生年金保険 [標準]

問題：厚生年金保険の保険料・年金額計算における給与と賞与の取扱いについて、最も適切な説明はどれか。

ア：毎月の報酬は標準報酬月額、賞与は標準賞与額としてそれぞれ制度上の算定基礎に反映される

イ：賞与は金額にかかわらず厚生年金保険料の対象外である

ウ：毎月の給与は厚生年金には一切反映されず、賞与だけで年金額が決まる

エ：給与も賞与も国民年金第1号の定額保険料と同じ方法で算定する

正答：ア

ア：○ 2003年4月以後は総報酬制の下、月例報酬と賞与の双方が保険料・報酬比例部分に反映される。

イ：× 標準賞与額として保険料算定の対象となる。

ウ：× 月例報酬も標準報酬月額として反映される。

エ：× 厚生年金は報酬比例の保険料体系である。

総合解説：厚生年金は総報酬制で、月例給与と賞与を別の標準額に整理して算定する。『賞与は年金に関係しない』は誤り。

Q078 厚生年金保険 [標準]

問題：2026年4月1日、常時51人以上の被保険者を使用する企業で、週所定労働時間20時間、月額賃金9万円、2か月を超える雇用見込みがあり、学生ではない短時間労働者について、厚生年金保険の適用として最も適切なのはどれか。

ア：週20時間では短すぎるため、どの企業でも絶対に適用されない

イ：他の適用除外がなければ、短時間労働者の適用要件を満たす

ウ：月額賃金9万円は8.8万円未満なので適用されない

エ：企業規模は一切関係なく、2026年4月1日時点ですべての事業所が同じ短時間労働者要件で強制適用される

正答：イ

ア：× 短時間労働者の要件では週20時間以上が基準となる。

イ：○ 2026年4月1日時点の企業規模、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上、雇用見込み、非学生という要件を満たす。

ウ：× 9万円は8.8万円以上である。

エ：× 企業規模要件は段階的に縮小されており、2026年4月1日時点では51人以上が一つの基準である。

総合解説：短時間労働者の適用は、問題の基準日を確認し、企業規模と個人要件を順に判定する。

Q079 厚生年金保険 [応用]

問題：2026年4月1日、厚生年金保険の被保険者数が40人の企業で働く短時間労働者が、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上、2か月を超える雇用見込み、非学生という個人要件を満たしている。企業規模要件を満たさない場合の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．企業規模が51人未満なら、労使が希望しても短時間労働者を適用対象にする方法は一切ない
- イ．40人企業では、個人要件を満たす短時間労働者は自動的に全員適用され、手続きも同意も不要である
- ウ．労働者の2分の1以上の同意等、所定の手続きを経て任意特定適用事業所となれば、短時間労働者を社会保険の適用対象とすることができる
- エ．任意適用できるのは国民年金第1号被保険者だけで、事業所単位の仕組みはない

正答：ウ

ア：× 企業規模要件を満たさない事業所にも任意特定適用事業所となる仕組みがある。

イ：× 2026年4月1日時点の強制適用の企業規模要件は原則51人以上であり、40人企業は自動的な対象ではない。

ウ：○ 企業規模要件を満たさない事業所でも、労使の同意等による任意適用の仕組みがある。

エ：× ここでいう任意特定適用は事業所の短時間労働者の健康保険・厚生年金保険に関する仕組みである。

総合解説：企業規模要件は強制適用の判定に使うが、規模要件未達の企業でも所定の労使同意・手続きにより任意特定適用事業所となることができる。

Q080 厚生年金保険 [標準]

問題：老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額について、最も適切な説明はどれか。

- ア．加入期間や報酬にかかわらず全国民一律の定額である
- イ．賞与は2003年4月以後も一切計算に反映されない
- ウ．被保険者期間が長いほど必ず年金額が減る
- エ．原則として被保険者期間の報酬水準と加入月数等を基礎に計算され、加入期間や報酬が増えれば年金額に反映される

正答：エ

ア：× それは基礎年金の定額性と混同しており、厚生年金の報酬比例部分は報酬と期間に連動する。

イ：× 総報酬制により標準賞与額も反映される。

ウ：× 一般には加入月数の増加は報酬比例部分を増やす方向に働く。

エ：○ 報酬比例部分は平均標準報酬等と被保険者期間を基礎に計算する。

総合解説：老齢厚生年金の報酬比例部分は、基礎年金と異なり報酬・加入期間に応じる。詳細計算では加入時期に応じた算式を確認する。

Q081 厚生年金保険 [基礎]

問題：2026年度の在職老齢年金制度で、老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計を比較する支給停止調整額として最も適切なのはどれか。

ア：月額65万円。2026年4月から引き上げられた支給停止調整額である

イ：月額30万円。2026年度もこの低い基準を使う

ウ：月額51万円。2026年4月の改正前の基準をそのまま使う

エ：年額65万円。月額ではなく年額で判定する

正答：ア

ア：○ 2026年4月から基準額は月51万円から月65万円へ引き上げられた。

イ：× 2026年度の支給停止調整額ではない。

ウ：× 2026年4月から65万円へ引き上げられた。

エ：× 在職老齢年金の基準は月額で判定する。

総合解説：在職老齢年金の基準額は年度・制度改正で変わる。2026年度は65万円であることを基準日とともに押さえる。

Q082 厚生年金保険 [応用]

問題：2026年度、在職中の者の老齢厚生年金の基本月額が15万円、総報酬月額相当額が55万円である。他の調整はないものとする。在職老齢年金による月額の支給停止額はいくらか。

ア：5万円（70万円 - 65万円） | 考え方：超過額全額ではなく、原則として超過額の2分の1を停止する

イ：2.5万円（（15万円 + 55万円 - 65万円）÷ 2） | 考え方：合計70万円が支給停止調整額65万円を5万円超えるため、その2分の1である2.5万円が支給停止額となる

ウ：7.5万円（15万円 ÷ 2） | 考え方：基本月額だけを半分にする算式ではない

エ：15万円全額 | 考え方：合計が基準を5万円超えただけなので、老齢厚生年金全額停止にはならない

正答：イ

ア：× 超過額全額ではなく、原則として超過額の2分の1を停止する。

イ：○ 合計70万円が支給停止調整額65万円を5万円超えるため、その2分の1である2.5万円が支給停止額となる。

ウ：× 基本月額だけを半分にする算式ではない。

エ：× 合計が基準を5万円超えただけなので、老齢厚生年金全額停止にはならない。

総合解説：2026年度の在職老齢年金は、基本月額 + 総報酬月額相当額が65万円を超えると、原則として超過額の2分の1を老齢厚生年金から停止する。老齢基礎年金はこの調整の対象外である。

Q083 厚生年金保険 [標準]

問題：老齢厚生年金に加算される加給年金額について、一般的な要件の説明として最も適切なのはどれか。

ア：国民年金第1号被保険者であれば、配偶者の年齢に関係なく必ず加算される

イ：配偶者が65歳以上であっても、加給年金は一生同額で必ず続く

ウ：厚生年金の被保険者期間が原則20年以上ある者が65歳到達時等に、生計を維持する65歳未満の配偶者等を有する場合に加算対象となることがある

エ：独身者にだけ加算される制度である

正答：ウ

ア：× 加給年金は老齢厚生年金に関する制度で、所定の厚生年金加入期間等の要件がある。

イ：× 配偶者の年齢到達や年金受給権等により加算終了・停止等がある。

ウ：○ 加給年金は厚生年金の長期加入者に一定の扶養家族がいる場合の家族手当的な加算である。

エ：× 一定の配偶者や子がいる場合の加算である。

総合解説：加給年金は老齢厚生年金の家族加算。配偶者の年齢・生計維持・受給権等も確認する必要がある。

Q084 厚生年金保険 [応用]

問題：特別支給の老齢厚生年金について、一般の厚生年金被保険者期間に基づく対象世代の説明として最も適切なのはどれか。

ア：2000年以後生まれのすべての者が60歳から受給できる

イ：生年月日に関係なく、厚生年金に1か月加入すれば全員対象になる

ウ：男女とも2030年4月1日以後生まれだけが対象である

エ：原則として男性は1961年4月1日以前生まれ、女性は1966年4月1日以前生まれなど、一定の生年月日要件を満たす者が対象となり得る

正答：エ

ア：× 経過措置の対象世代とは逆である。

イ：× 生年月日や被保険者期間等の要件がある。

ウ：× 制度の経過措置対象世代と整合しない。

エ：○ 支給開始年齢の引上げに伴う経過措置であり、対象は一定の生年月日以前の世代に限られる。

総合解説：特別支給の老齢厚生年金は現役世代一般の通常制度ではなく、支給開始年齢引上げに伴う経過措置である。

Q085 老齢・障害・遺族給付 [基礎]

問題：老齢基礎年金について、最も適切な説明はどれか。

- ア．受給資格期間が原則10年以上あれば、65歳から受給できる
- イ．受給資格期間は原則40年以上必要で、1か月でも不足すると受給権がない
- ウ．受給開始年齢は原則50歳である
- エ．厚生年金に加入したことがない者は老齢基礎年金を受けられない

正答：ア

ア：○ 老齢基礎年金は、保険料納付済期間・免除期間等を合算した受給資格期間が原則10年以上ある者に65歳から支給される。

イ：× 40年は満額との関係で重要だが、受給資格期間は原則10年以上である。

ウ：× 原則65歳である。

エ：× 第1号期間等でも受給資格を満たせば受給できる。

総合解説：老齢基礎年金では『受給資格10年』と『満額に必要な加入・納付期間』を混同しない。

Q086 老齢・障害・遺族給付 [応用]

問題：1962年4月2日以後生まれの者が、老齢基礎年金を65歳ではなく60歳0か月から繰上げ受給する。月0.4%の減額率を用いると、減額率は何%か。

- ア．12.0%（0.2%×60か月） | 考え方：対象世代の繰上げ減額率は月0.4%である
- イ．24.0%（0.4%×60か月） | 考え方：65歳より60か月早く受給するため、0.4%×60＝24.0%の減額となる
- ウ．42.0%（0.7%×60か月） | 考え方：月0.7%は繰下げ増額率であり、繰上げとは異なる
- エ．減額なし | 考え方：繰上げ受給は原則として生涯にわたり所定割合が減額される

正答：イ

ア：× 対象世代の繰上げ減額率は月0.4%である。

イ：○ 65歳より60か月早く受給するため、0.4%×60＝24.0%の減額となる。

ウ：× 月0.7%は繰下げ増額率であり、繰上げとは異なる。

エ：× 繰上げ受給は原則として生涯にわたり所定割合が減額される。

総合解説：繰上げ受給では対象生年月日により月当たり減額率を確認する。本問の世代では0.4%×繰上げ月数。

Q087 老齢・障害・遺族給付 [標準]
問題：老齢基礎年金を65歳から受けず、所定の要件の下で75歳まで120か月繰り下げた場合、月0.7%の増額率による増額率として最も適切なのはどれか。
ア．48%（0.4%×120か月） | 考え方：0.4%は対象世代の繰上げ減額率であり、繰下げ増額率ではない
イ．70%（0.7%×100か月） | 考え方：75歳までの120か月という条件を反映していない
ウ．84%（0.7%×120か月） | 考え方：0.7%×120か月＝84%である
エ．120% | 考え方：月数そのものを増額率としており、0.7%を乗じていない

正答：ウ
ア：× 0.4%は対象世代の繰上げ減額率であり、繰下げ増額率ではない。
イ：× 75歳までの120か月という条件を反映していない。
ウ：○ 0.7%×120か月＝84%である。
エ：× 月数そのものを増額率としており、0.7%を乗じていない。
総合解説：老齢年金の繰下げは原則66歳以後75歳まで選択でき、増額率は月0.7%。受取開始時期は税・就労・寿命リスク等も含めて判断する。

Q088 老齢・障害・遺族給付 [標準]
問題：障害基礎年金の受給要件について、最も適切な説明はどれか。
ア．障害等級3級だけが障害基礎年金の対象である
イ．初診日はいつでもよく、保険料納付状況も一切確認不要である
ウ．老齢基礎年金を受給できる65歳になるまで障害基礎年金は絶対に請求できない
エ．初診日、障害認定日の障害状態（原則1級または2級）、保険料納付要件などを確認する

正答：エ
ア：× 障害基礎年金は原則1級・2級が対象で、3級はない。
イ：× 初診日と保険料納付要件は重要な要件である。
ウ：× 障害年金は老齢年金とは別の給付で、要件を満たせば65歳前でも対象となる。
エ：○ 障害基礎年金では初診日要件、障害状態、保険料納付要件が重要である。20歳前傷病には保険料要件の特則がある。
総合解説：障害年金は『病名』だけで決まらず、初診日、障害等級、納付要件などを確認する。20歳前傷病の特例も重要である。

Q089 老齢・障害・遺族給付 [標準]

問題：障害基礎年金と障害厚生年金の障害等級について、最も適切な説明はどれか。

ア：障害基礎年金は原則1級・2級、障害厚生年金は1級・2級に加えて3級もある

イ：障害基礎年金にだけ3級があり、障害厚生年金には3級がない

ウ：両制度とも1級しか存在しない

エ：両制度とも4級まで同じ等級がある

正答：ア

ア：○ 厚生年金には3級の障害厚生年金がある点が基礎年金との重要な違いである。

イ：× 逆であり、3級があるのは障害厚生年金である。

ウ：× いずれにも複数の障害等級がある。

エ：× 公的年金の障害給付はそのような共通4級制ではない。

総合解説：障害厚生年金は被用者年金として3級や障害手当金の仕組みがあり、障害基礎年金より給付体系が広い。

Q090 老齢・障害・遺族給付 [基礎]

問題：遺族基礎年金の受給対象となり得る遺族として、最も適切なのはどれか。

ア：子の有無にかかわらず、すべての兄弟姉妹

イ：死亡した者に生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』で、所定の要件を満たす者

ウ：子のない配偶者だけが必ず受給できる

エ：死亡者の勤務先の事業主

正答：イ

ア：× 遺族基礎年金の受給対象者ではない。

イ：○ 遺族基礎年金は子のある配偶者または子を中心とした遺族保障である。

ウ：× 遺族基礎年金は原則として『子のある配偶者』または『子』が対象である。

エ：× 事業主は遺族基礎年金の受給対象者ではない。

総合解説：遺族基礎年金は『子』の存在が重要。子には年齢・障害状態に関する要件がある。

Q091 老齢・障害・遺族給付 [標準]

問題：死亡した厚生年金被保険者の老齢厚生年金の報酬比例部分相当額が年120万円で、遺族厚生年金の基本的な給付率 $3/4$ をそのまま適用できるものとする。遺族厚生年金の年額はいくらか。

ア：120万円 | 考え方：報酬比例部分相当額をそのまま全額支給する算式ではない

イ：60万円（ $120万円 \times 1/2$ ） | 考え方：基本的な給付率は2分の1ではなく4分の3である

ウ：90万円（ $120万円 \times 3/4$ ） | 考え方：遺族厚生年金は原則として死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3を基礎に計算する

エ：30万円（ $120万円 \times 1/4$ ） | 考え方：4分の1ではなく4分の3を用いる

正答：ウ

ア：× 報酬比例部分相当額をそのまま全額支給する算式ではない。

イ：× 基本的な給付率は2分の1ではなく4分の3である。

ウ：○ 遺族厚生年金は原則として死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3を基礎に計算する。

エ：× 4分の1ではなく4分の3を用いる。

総合解説：遺族厚生年金の基本は報酬比例部分の4分の3。短期要件の場合の300月みなし等、詳細な計算では追加ルールも確認する。

Q092 老齢・障害・遺族給付 [標準]

問題：厚生年金被保険者が死亡し、遺族である配偶者が『子のある配偶者』として遺族基礎年金の要件と遺族厚生年金の要件をともに満たす場合、最も適切な説明はどれか。

ア：必ずどちらか一方を選択し、もう一方は放棄しなければならない

イ：遺族厚生年金を受けると遺族基礎年金の受給資格は自動的に消滅する

ウ：遺族基礎年金は厚生年金加入者の遺族には絶対に支給されない

エ：要件を満たす範囲で、遺族基礎年金と遺族厚生年金をあわせて受給できる

正答：エ

ア：× 遺族基礎年金と遺族厚生年金は要件を満たせば併給できる。

イ：× 二つの給付は一律に排他的ではない。

ウ：× 厚生年金被保険者も国民年金第2号被保険者であり、遺族基礎年金の要件を満たす遺族は対象となり得る。

エ：○ 基礎年金と厚生年金は二階建ての関係があり、両方の要件を満たす場合は併給される。

総合解説：公的年金は一人一年金为原则だが、基礎年金と厚生年金の同一支給事由による組合せなど、制度上併給できるものがある。

Q093 住宅取得資金・住宅ローン [基礎]

問題：住宅ローンの金利タイプに関する説明として、最も適切なのはどれか。

- ア：全期間固定金利型は借入後の市場金利が上昇しても、原則として適用金利と返済額が市場金利上昇の影響を受けにくい
- イ：変動金利型は借入後の市場金利が上昇しても、適用金利が一切変わらない
- ウ：全期間固定金利型は必ず変動金利型より総返済額が少なくなる
- エ：固定金利型と変動金利型では、将来金利の変動が家計に与える影響は同じである

正答：ア

ア：○ 契約時に全期間の適用金利が固定されるため、将来の市場金利上昇による返済額増加リスクを抑えやすい。

イ：× 変動金利型は一定の見直しルールにより適用金利が変わり得る。

ウ：× 将来の金利推移や当初金利等により総返済額は変わるため、必ず少ないとはいえない。

エ：× 金利変動リスクの負担の仕方が異なる。

総合解説：住宅ローンでは当初金利の低さだけでなく、返済期間、家計余力、将来の金利上昇に耐えられるかを合わせて判断する。

Q094 住宅取得資金・住宅ローン [標準]

問題：同一の借入額・金利・返済期間で、元利均等返済と元金均等返済を比較した場合の一般的な説明として、最も適切なのはどれか。

- ア：元利均等返済では毎回返済する元金額が常に同額である
- イ：元金均等返済は当初返済額が大きくなりやすいが、元金の減少が早いため、一般に総利息負担は元利均等返済より少なくなりやすい
- ウ：元金均等返済では毎回の返済額が返済終了まで完全に一定である
- エ：両方式は元金の減少速度も総利息も必ず同一になる

正答：イ

ア：× 元利均等で一定なのは元金と利息を合わせた返済額であり、元金部分は毎回変化する。

イ：○ 元金均等は毎回返済する元金額が一定で、残高が早く減るため利息総額を抑えやすい。

ウ：× 元金は一定だが利息が残高減少とともに減るため、返済額は通常徐々に減少する。

エ：× 返済方式が異なるため元金の減少速度と利息負担も異なる。

総合解説：返済方式は『毎月の負担の安定性』と『総利息負担』のトレードオフで比較する。

Q095 住宅取得資金・住宅ローン [標準]

問題：住宅ローンの一部繰上返済について、最も適切な説明はどれか。

ア：期間短縮型では返済期間を延長して毎月返済額を減らす

イ：返済額軽減型では必ず完済時期が早まる

ウ：同額を同時点で繰上返済するなら、一般に返済額軽減型より期間短縮型の方が利息軽減効果は大きくなりやすい

エ：繰上返済をしても元金残高は減らず、利息だけが減る

正答：ウ

ア：× 期間短縮型は原則として毎月返済額を維持し返済期間を短縮する。

イ：× 返済期間を維持して毎月返済額を減らす方式であり、完済時期は通常変えない。

ウ：○ 期間短縮型は元金返済を前倒しして返済期間を短くするため、以後発生する利息をより多く減らしやすい。

エ：× 繰上返済額は元金返済に充当され、元金残高自体が減る。

総合解説：繰上返済は利息軽減に有効だが、手元の緊急予備資金まで使い切らないことも資金計画上重要である。

Q096 住宅取得資金・住宅ローン [基礎]

問題：住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する【フラット35】について、最も適切な説明はどれか。

ア：借入期間中は毎月必ず金利が変動する住宅ローンである

イ：住宅取得ではなく、事業者の運転資金専用の融資制度である

ウ：返済期間は最長5年に限定される

エ：最長35年の全期間固定金利型住宅ローンである

正答：エ

ア：× 全期間固定金利が基本であり、毎月の変動金利商品ではない。

イ：× 住宅取得等のための住宅ローンである。

ウ：× 【フラット35】は最長35年である。

エ：○ 【フラット35】は民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、最長35年の全期間固定金利型住宅ローンである。

総合解説：全期間固定金利は将来返済額を見通しやすい一方、商品選択では融資率・住宅要件・諸費用等も確認する。

Q097 住宅取得資金・住宅ローン [基礎]

問題：機構団体信用生命保険に加入している住宅ローン債務者が死亡し、保険金支払要件を満たした場合の基本的な取扱いとして最も適切なのはどれか。

- ア：保険金により残りの住宅ローンが弁済される
- イ：遺族が残債務を必ず現金一括返済しなければならない
- ウ：住宅ローン残高とは無関係に、加入者本人へ死亡保険金が支払われる
- エ：死亡時には住宅ローン残高が自動的に2倍になる

正答：ア

- ア：○ 機構団信では加入者が死亡または所定の高度障害状態となった場合、保険金により残債務が弁済される。
- イ：× 団信の保険金支払要件を満たせば残債務弁済の仕組みが働く。
- ウ：× 住宅ローン債務の弁済を目的とする仕組みである。
- エ：× そのような制度ではない。

総合解説：住宅ローンの必要保障額を考える際は、団信加入の有無と保障範囲を確認し、死亡時の住宅費負担を二重計上しない。

Q098 住宅取得資金・住宅ローン [応用]

問題：住宅ローンを低金利の商品へ借り換える場合の判断として、最も適切なのはどれか。

- ア：借換え後の金利が0.01%でも低ければ、諸費用にかかわらず必ず得になる
- イ：金利差だけでなく、借換え時の手数料・登記費用等を含めた総支払額と、今後の返済期間を比較する
- ウ：借換えでは残りの返済期間を確認する必要はない
- エ：借換えをすると既存ローンの元本は自動的に免除される

正答：イ

- ア：× 借換え費用が利息軽減額を上回る場合がある。
- イ：○ 借換えには諸費用が発生するため、表面金利の差だけで有利・不利を判定すべきではない。
- ウ：× 残存期間が短いほど利息軽減余地が小さいことがある。
- エ：× 新たな借入金で既存債務を返済するのが基本であり、元本免除ではない。

総合解説：借換えは『将来利息の減少額 - 借換え諸費用』で考える。固定・変動のリスク変化も同時に確認する。

Q099 住宅取得資金・住宅ローン [応用]

問題：住宅金融支援機構の住宅ローンを一部繰上返済し、返済期間を短縮する場合の注意点として最も適切なのはどれか。

- ア：繰上返済を1円でもすると住宅ローン控除は必ず即時終了する
イ：返済期間が何年になっても住宅ローン控除には一切影響しない
ウ：期間短縮の結果、当初からの返済期間が10年未満になると、住宅ローン控除の対象外となることがあるため事前確認が必要である
エ：住宅ローン控除の適用可否は借入残高や返済期間とは無関係である

正答：ウ

- ア：× 繰上返済そのものではなく、法定要件を満たすかで判定する。
イ：× 返済期間要件に影響する可能性がある。
ウ：○ 住宅金融支援機構も、期間短縮により返済期間が10年未満になる場合は住宅借入金等特別控除の対象外となる旨を案内している。
エ：× 借入期間等の要件がある。

総合解説：繰上返済は利息削減だけで判断せず、税制メリット喪失の有無も含めて総合比較する。

Q100 住宅取得資金・住宅ローン [標準]

問題：変動金利型住宅ローンを利用し、返済余力が小さい世帯に対する助言として最も適切なのはどれか。

- ア：現在の適用金利だけを見て、将来の金利上昇は考えない
イ：金利が上がれば給与も必ず同率で上がると仮定する
ウ：返済余力が小さいほど、金利上昇リスクを確認する必要はなくなる
エ：金利上昇時の返済額や総返済額を複数シナリオで試算し、家計が耐えられるか確認する

正答：エ

- ア：× 長期返済では将来金利の変動を無視すべきではない。
イ：× 給与と金利が同率で動く保証はない。
ウ：× 返済余力が小さいほど影響確認の重要性は高い。
エ：○ 変動金利では将来金利上昇により負担増となる可能性があるため、ストレスシナリオによる確認が重要である。
総合解説：住宅ローンは長期負債であるため、金利上昇、収入減少、教育費増加など複数のストレスを重ねて耐性を確認する。

Q101 住宅取得資金・住宅ローン [標準]

問題：年収600万円の世帯が、住宅ローンを年間144万円、その他のローンを年間36万円返済している。年間返済額合計を年収で除した返済負担率はいくらか。

ア．30％（（144万円＋36万円）÷600万円）

イ．24％。住宅ローン144万円だけを年収で除する

ウ．6％。その他ローン36万円だけを年収で除する

エ．60％。年間返済額を誤って2倍して計算する

正答：ア

ア：○ 年間返済額は180万円であり、 $180 \div 600 = 30\%$ となる。

イ：× 他のローン返済も家計負担として合算する条件である。

ウ：× 住宅ローン返済を除外している。

エ：× 本問の年間返済額合計は180万円である。

総合解説：返済負担率は審査基準だけでなく家計管理指標でもある。教育費・老後資金など将来支出も考慮し、上限まで借りられることと無理なく返せることを区別する。

Q102 住宅取得資金・住宅ローン [応用]

問題：65歳退職時に住宅ローン残高1,200万円が残る一方、退職金見込額は1,500万円、老後生活用金融資産は十分とはいえない世帯への助言として最も適切なのはどれか。

ア．退職金がローン残高を上回るので、必ず全額繰上返済する

イ．退職金で全額返済する案だけでなく、老後の生活予備資金を残した場合の返済継続案も比較する

ウ．老後資金が不足していても、返済計画の見直しは不要である

エ．住宅ローン残高は老後のキャッシュフローに影響しない

正答：イ

ア：× 流動性や老後支出を無視した一律判断は適切でない。

イ：○ 退職金を全額返済に充てると老後の流動性を失う可能性があるため、利息軽減と生活資金確保を比較する。

ウ：× 退職後の収入減少を踏まえた再計画が必要である。

エ：× 退職後も返済が続けば老後支出に直接影響する。

総合解説：退職時の債務整理では、金利だけでなく、生活予備資金、医療・介護費、年金収入、税制等を総合して判断する。

Q103 教育資金・奨学金 [基礎]

問題：日本学生支援機構（JASSO）の貸与奨学金について、最も適切な説明はどれか。

- ア：第一種・第二種とも返還不要の給付奨学金である
- イ：第一種だけが有利子で、第二種は無利子である
- ウ：第一種奨学金は無利子、第二種奨学金は有利子である
- エ：第一種・第二種とも在学中から必ず毎月利息を現金で支払う

正答：ウ

ア：× 貸与奨学金であり、原則として返還が必要である。

イ：× 利息の有無が逆である。

ウ：○ JASSOは第一種を無利子、第二種を有利子の貸与奨学金としている。

エ：× 第二種も在学中は利子が付かない。

総合解説：教育資金計画では、給付型、無利子貸与、有利子貸与を区別し、卒業後の返還負担まで見込む。

Q104 教育資金・奨学金 [標準]

問題：JASSOの第二種奨学金の利子について、最も適切な説明はどれか。

- ア：貸与初日から在学中も毎日必ず利子を現金払いする
- イ：卒業後も利子は一切付かないため、第一種と同じである
- ウ：第二種は給付奨学金なので利子という概念がない
- エ：有利子の貸与奨学金だが、在学中は利子が付かない

正答：エ

ア：× 在学中は利子が付かない。

イ：× 第二種は返還時に利子を加えて返還する。

ウ：× 第二種は貸与奨学金である。

エ：○ 第二種は有利子だが、JASSOの公式説明では在学中は無利子である。

総合解説：第二種の『有利子』を、在学中から利息支払いが発生することと混同しない。

Q105 教育資金・奨学金【標準】

問題：JASSO第一種奨学金の返還方式について、最も適切な説明はどれか。

- ア：定額返還方式または所得連動返還方式を選択できる
- イ：第二種奨学金だけが所得連動返還方式を選択できる
- ウ：第一種奨学金は返還方式を選べず、必ず一括返還である
- エ：第一種奨学金は返還不要なので返還方式は存在しない

正答：ア

ア：○ 第一種奨学金では、貸与総額に応じる定額返還方式と、所得に応じて返還月額が変わる所得連動返還方式がある。

イ：× 所得連動返還方式は第一種で選択でき、第二種では選択できない。

ウ：× 毎月返還する方式が設けられている。

エ：× 第一種は貸与奨学金であり返還が必要である。

総合解説：所得連動返還方式は収入変動への対応力がある一方、返還期間が固定されないという特徴も理解する。

Q106 教育資金・奨学金【基礎】

問題：高等教育の修学支援新制度について、最も適切な説明はどれか。

- ア：すべての学生に所得要件等なしで同額の現金を貸し付ける制度である
- イ：返還不要の給付奨学金と、対象となる大学等の授業料・入学金の減免を組み合わせた支援である
- ウ：第二種奨学金の利息を増額する制度である
- エ：大学等では利用できず、高校だけを対象とする

正答：イ

ア：× 支援区分や要件があり、一律貸付制度ではない。

イ：○ 修学支援新制度は給付奨学金と授業料等減免を柱とする。

ウ：× 返還不要の給付と授業料等減免を行う支援制度である。

エ：× 大学・短大・高専・専門学校等の対象機関がある。

総合解説：教育資金では『借りる前に受けられる給付・減免を確認する』順序が重要である。

Q107 教育資金・奨学金【標準】

問題：JASSO奨学金の返還が経済的理由で困難となった場合の制度について、最も適切な説明はどれか。

ア：減額返還を利用すると残元金が自動的に全額免除される

イ：返還期限猶予を利用すると元金・利子が当然に全額免除される

ウ：減額返還は月々の返還額を減らして返還を続け、返還期限猶予は一定期間の返還を先送りする制度である

エ：返還困難になってもJASSOには救済制度がない

正答：ウ

ア：× 返還額を減らして期間を延ばす制度であり、原則として債務免除ではない。

イ：× 猶予は期限を先送りする制度で、元金等の免除とは異なる。

ウ：○ 両制度は返還困難時の救済策だが、減額して返し続けるか、一時的に返還を止めるかが異なる。

エ：× 減額返還や返還期限猶予が設けられている。

総合解説：延滞前に制度利用を検討することが重要。『減額』と『猶予』のキャッシュフロー効果を区別する。

Q108 教育資金・奨学金【基礎】

問題：日本政策金融公庫の『国の教育ローン（教育一般貸付）』の融資限度額について、原則最も適切なのはどれか。

ア：1世帯につき一律50万円が上限である

イ：子どもの人数に関係なく1億円まで無条件で借りられる

ウ：融資限度額はなく、必要額を無制限に借りられる

エ：子ども1人につき350万円で、一定の要件に該当する場合は450万円までとなる

正答：エ

ア：× 原則の上限額と異なる。

イ：× そのような制度ではない。

ウ：× 制度上の融資限度額がある。

エ：○ 公式制度では原則350万円、一定要件に該当する場合は450万円が上限となる。

総合解説：制度数値は改定され得るため、試験では法令・制度基準日を確認する。本問は2026年4月1日基準でも有効な制度内容を採用している。

Q109 教育資金・奨学金【標準】

問題：『国の教育ローン』の返済について、最も適切な説明はどれか。

ア：返済期間は20年以内で、在学期間中は元金を据え置き利息のみを支払う方法を選ぶ

イ：返済期間は必ず1年以内で、在学中も元金全額を返済しなければならない

ウ：返済方法は元金均等返済だけで、元利均等返済は利用できない

エ：在学中の元金据置期間は返済期間に含まれない

正答：ア

ア：○ 日本政策金融公庫は返済期間20年以内とし、在学中の元金据置も認めている。

イ：× 公式条件と異なる。

ウ：× 国の教育ローンは元利均等返済が基本である。

エ：× 据置期間は返済期間に含まれる。

総合解説：教育ローンは在学中の家計負担を抑えられても、据置後の返済負担が残る。卒業後の返済額まで試算する。

Q110 教育資金・奨学金【標準】

問題：日本政策金融公庫の『国の教育ローン』とJASSO奨学金について、最も適切な説明はどれか。

ア：国の教育ローンを利用するとJASSO奨学金は法律上必ず利用禁止となる

イ：両制度は所定の要件を満たせば併用できる

ウ：JASSO奨学金を利用すると国の教育ローン残高は自動的に免除される

エ：両制度は同一制度の別称であり、申込先も返済先も完全に同じである

正答：イ

ア：× 一律の併用禁止ではない。

イ：○ 日本政策金融公庫はJASSO等の奨学金との併用が可能であると案内している。

ウ：× 別制度であり、借入債務が自動免除されることはない。

エ：× 実施主体も制度設計も異なる。

総合解説：教育費不足では、給付・奨学金・教育ローンを資金発生時期と将来返済負担で組み合わせる。

Q111 教育資金・奨学金 [応用]

問題：2年後に子の大学進学を予定する世帯で、預貯金を全額使うと緊急予備資金がゼロになる。一方、給付奨学金の対象可能性があり、教育ローンも利用可能である。最も適切な対応はどれか。

ア：預貯金を必ず全額使い切ってからでなければ公的支援を調べない

イ：最も金利の高い借入を優先して最大額まで利用する

ウ：給付・減免の対象可否を確認し、必要な自己資金を残したうえで不足額について貸与奨学金や教育ローンを比較する

エ：進学時期が近くても資金計画は不要で、入学後に不足額だけ考える

正答：ウ

ア：× 緊急予備資金を失うリスクがあり、支援確認の順序も不適切である。

イ：× 資金調達コストを不必要に高める。

ウ：○ 返還不要の支援を先に確認し、緊急予備資金を維持しつつ、不足額の借入条件を比較するのが合理的である。

エ：× 入学金等は入学前に発生するため事前準備が必要である。

総合解説：教育費は支出時期が比較的明確であるため、早期に不足額を把握し、返還不要支援→自己資金→借入の順に比較する。

Q112 各種ローンと返済計画 [標準]

問題：年収500万円の者が、自動車ローンを年48万円、カードローンを年36万円、教育ローンを年36万円返済している。年間返済額合計を年収で除した比率はいくらか。

ア：9.6%。自動車ローン48万円だけを年収で除する

イ：16.8%。自動車・カードローンを合算する

ウ：41.7%。年収を年間返済額で除する

エ：24%（ $120\text{万円} \div 500\text{万円}$ ）

正答：エ

ア：× 他のローン返済を合算していない。

イ：× 教育ローン36万円も年間返済額に含める。

ウ：× $\text{返済額} \div \text{年収}$ の順で計算する。

エ：○ 年間返済額は $48 + 36 + 36 = 120\text{万円}$ で、 $120 \div 500 = 24\%$ である。

総合解説：返済計画ではローンごとではなく家計全体の年間債務返済額を把握する。

Q113 各種ローンと返済計画 [標準]

問題：ローン借換えにより今後の利息が30万円減る見込みだが、借換え諸費用が18万円必要である。他の条件を無視した単純比較での実質的な改善額はいくらか。

- ア．12万円
- イ．30万円。諸費用を考慮しない
- ウ．48万円。利息軽減額と諸費用を加算する
- エ．18万円。諸費用だけを改善額とする

正答：ア

ア：○ 利息軽減30万円から借換え諸費用18万円を差し引くと12万円である。

イ：× 借換え判断では費用を差し引く必要がある。

ウ：× 諸費用は利益ではなくコストである。

エ：× 利息軽減額とのネット差額を見る必要がある。

総合解説：借換えは金利差だけでなく手数料・保証料・登記費用等を含めたネット効果で判断する。

Q114 各種ローンと返済計画 [基礎]

問題：貸金業法の総量規制について、原則最も適切な説明はどれか。

- ア．すべての金融機関のすべての貸付けを、年収の10倍まで無条件で認める制度である
- イ．貸金業者からの個人の借入れについて、総借入残高が年収の3分の1を超える新規貸付けを原則として制限する
- ウ．総量規制は法人向け融資だけを対象とし、個人には関係しない
- エ．総量規制により既存債務が年収の3分の1を超えた瞬間、超過分を即日一括返済しなければならない

正答：イ

ア：× 規制の趣旨・範囲とも異なる。

イ：○ 総量規制は過剰貸付け抑制のため、貸金業者による個人向け貸付けを年収の3分の1基準で原則規制する。

ウ：× 主に貸金業者の個人向け貸付けに関する規制である。

エ：× 新規貸付けを原則制限する仕組みであり、直ちに超過分返済を求める趣旨ではない。

総合解説：総量規制は『借りられる上限』と『無理なく返せる額』を同一視しないことが重要である。

Q115 各種ローンと返済計画 [標準]

問題：貸金業法の総量規制と住宅ローン・自動車ローンについて、最も適切な説明はどれか。

ア：住宅ローンも貸金業者のカードローンも例外なく同じ年収3分の1枠に合算される

イ：銀行は貸金業者なので貸金業法の総量規制がそのまま適用される

ウ：一定の住宅ローンや自動車ローンは総量規制の適用除外であり、銀行等からの借入れはそもそも貸金業法の総量規制の対象外である

エ：自動車購入目的ならどのような無担保借入れでも自動的に適用除外となる

正答：ウ

ア：× 適用除外・対象外となる貸付けがある。

イ：× 銀行等は貸金業法上の貸金業者ではない。

ウ：○ 金融庁は住宅ローン・一定の自動車ローンを適用除外として説明し、銀行等の貸付けは貸金業法の規制対象外としている。

エ：× 契約の形態・貸し手等により扱いが異なる。

総合解説：『貸金業法の対象か』『総量規制の除外・例外か』を段階的に判断する。

Q116 各種ローンと返済計画 [標準]

問題：クレジットカードのリボリング払いを継続的に利用する場合の注意点として、最も適切なのはどれか。

ア：毎月支払額が小さいほど総支払額も必ず小さくなる

イ：追加利用をしても返済期間や残高には一切影響しない

ウ：リボ払いでは利用残高を確認する必要がない

エ：毎月の支払額が一定程度に抑えられても、追加利用を続けると残高が減りにくく、手数料負担が長期化しやすい

正答：エ

ア：× 支払期間が延びると手数料負担が増えることがある。

イ：× 追加利用は残高増加・完済時期延長につながり得る。

ウ：× 残高把握が返済計画に重要である。

エ：○ 月々の支払額だけでなく残高・手数料率・完済時期を見る必要がある。

総合解説：返済計画では月額負担の小ささではなく、元本残高の減り方と総コストを重視する。

Q117 各種ローンと返済計画 [標準]

問題：金利年15%のカードローン残高100万円と、金利年2%の自動車ローン残高100万円があり、余剰資金30万円を返済に充てる。繰上返済手数料等がなく他条件が同じなら、利息負担軽減の観点から最も合理的なのはどれか。

ア：金利年15%のカードローンを優先して返済する

イ：金利年2%の自動車ローンだけを優先し、高金利債務は残す

ウ：両方の金利は利息負担に影響しないため、返済先は完全に同じである

エ：余剰資金は借入金返済に使わず、必ずさらに借入れを増やす

正答：ア

ア：○ 同額の元本を減らすなら金利が高い債務ほど将来利息の削減効果が大きい。

イ：× 利息負担軽減の目的に反する。

ウ：× 金利差により将来利息が異なる。

エ：× 利息負担を増やす方向である。

総合解説：高金利債務を優先するのが基本だが、緊急予備資金や期限前返済手数料なども確認する。

Q118 各種ローンと返済計画 [基礎]

問題：年利6%の単純な年利計算を仮定し、借入残高100万円を繰上返済で70万円に減らした。1年間の利息額は概算でどれだけ減少するか。

ア：6,000円。100万円の6%を誤って10分の1にする

イ：18,000円（30万円×6%）

ウ：42,000円。残高70万円の利息額を削減額とする

エ：60,000円。旧残高100万円の利息全額が消える

正答：イ

ア：× 元本減少額30万円に6%を掛ける。

イ：○ 元本を30万円減らすため、単純化した年間利息は30万円×6% = 18,000円減る。

ウ：× 42,000円は新残高70万円に対する年間利息の概算である。

エ：× 70万円の残高は残るため利息も残る。

総合解説：繰上返済の利息削減効果は、減らした元本・金利・残存期間に左右される。

Q119 各種ローンと返済計画 [基礎]

問題：ローン契約における『担保』と『保証』について、最も適切な説明はどれか。

- ア：担保も保証も、借入金の返済義務を最初から消滅させる制度である
- イ：保証人がいれば主債務者は最初から一切返済しなくてよい
- ウ：担保は特定財産等を債権回収の裏付けとし、保証は主債務者が履行しない場合に保証人が所定の責任を負う仕組みである
- エ：担保設定をすると金融機関は絶対に損失を負わない

正答：ウ

ア：× 返済義務を消すものではなく、債権回収を補完する。

イ：× 主債務者の返済義務は残る。

ウ：○ 物的信用と人的信用の違いを表している。

エ：× 担保価値下落等により回収不足となる可能性がある。

総合解説：借入判断では金利だけでなく、担保・保証の範囲と、債務不履行時の家計・資産への影響を確認する。

Q120 各種ローンと返済計画 [応用]

問題：預貯金150万円、生活費月30万円の世帯が、金利年8%のローン残高120万円を抱えている。預貯金全額を繰上返済すれば利息は減るが、手元資金がほぼゼロになる。最も適切な考え方はどれか。

- ア：利息削減だけを目的に預貯金を必ず全額返済へ回す
- イ：ローン金利が高くても返済を一切行わず、借入残高を増やし続ける
- ウ：預貯金と借入金は家計上無関係なので、両者を同時に検討する必要はない
- エ：一定の緊急予備資金を確保したうえで、高金利債務の繰上返済額を決める

正答：エ

ア：× 緊急時に再借入れが必要となるリスクがある。

イ：× 利息負担が拡大する。

ウ：× 流動性と負債コストを合わせて管理する必要がある。

エ：○ 高金利債務の削減は重要だが、急な失業・病気等に備える流動性も必要である。

総合解説：家計の債務管理は『金利最小化』だけでなく『資金ショート回避』との両立が重要である。

Q121 退職金・企業年金【標準】

問題：確定給付企業年金（DB）について、最も適切な説明はどれか。

- ア：あらかじめ定めた給付内容に基づき、事業主等が年金資産を管理・運用して給付を行う企業年金制度である
イ：加入者が毎日自由に掛金額を変更し、その運用結果だけで給付額が決まる制度である
ウ：国民年金の第1号被保険者だけを対象とする公的年金制度である
エ：企業が年金資産を一切持たず、給付義務も存在しない制度である

正答：ア

ア：○ DBは給付建ての制度で、事業主や企業年金基金が資産を運用し、規約に基づく給付を行う。

イ：× これはDCの特徴に近く、DBの基本構造ではない。

ウ：× DBは企業年金であり、公的年金とは別の私的年金制度である。

エ：× DBでは給付債務に対応する年金資産の管理が行われる。

総合解説：DBでは将来給付の設計が先にあり、必要な掛金・運用を事業主側が管理する。DCとのリスク負担の違いを押さえる。

Q122 退職金・企業年金【基礎】

問題：確定拠出年金（DC）について、最も適切な説明はどれか。

- ア：将来給付額が法律上必ず一律同額となり、運用結果は一切影響しない
イ：拠出された掛金とその運用益の合計をもとに将来の給付額が決まる
ウ：企業型DCでは事業主は掛金を一切拠出できない
エ：DCは公的介護保険の一部である

正答：イ

ア：× 運用結果が給付額に影響する。

イ：○ DCは掛金拠出額が先に定まり、運用結果により将来受取額が変動する仕組みである。

ウ：× 企業型DCは事業主拠出が基本である。

エ：× 私的年金制度の一つである。

総合解説：DBは給付額を軸に、DCは拠出額と運用成果を軸に設計される。

Q123 退職金・企業年金【標準】

問題：企業型確定拠出年金における加入者の運用について、最も適切な説明はどれか。

- ア：事業主が将来給付額を全額保証するため、加入者の運用選択は不要である
- イ：運用商品は必ず1種類だけで、加入者は選択できない
- ウ：加入者が提示された運用商品の中から配分を選択し、運用成果が将来の給付額に影響する
- エ：運用損失が出た場合は国が必ず全額補填する

正答：ウ

ア：× DCでは運用結果により給付額が変動する。

イ：× 制度では複数の運用商品を提示する仕組みがある。

ウ：○ 企業型DCでは加入者自身の運用選択が年金資産の結果に反映される。

エ：× 公的な元本補填制度ではない。

総合解説：DCでは長期・分散・リスク許容度を踏まえた運用判断が重要になる。

Q124 退職金・企業年金【標準】

問題：企業型DCを実施する事業主の加入者支援について、最も適切な説明はどれか。

- ア：加入者が自己責任で運用するため、事業主は制度説明を一切行ってはならない
- イ：投資教育では特定の高リスク商品だけを必ず購入させる
- ウ：投資教育は退職後に初めて行えばよく、加入中は不要である
- エ：加入者が適切に運用できるよう、制度や運用に関する投資教育を行うことが重要な役割となる

正答：エ

ア：× 事業主には加入者への必要な情報提供・投資教育の役割がある。

イ：× 中立的な制度・運用理解を支援することが目的である。

ウ：× 加入中の運用判断に必要である。

エ：○ DCは加入者が運用を選ぶため、制度理解と資産運用に関する継続的な情報提供・教育が重要である。

総合解説：DCの制度設計では商品ラインアップだけでなく、加入者が選択できるよう教育環境を整えることが重要である。

Q125 退職金・企業年金【標準】

問題：企業型DC加入者が退職・転職した場合の年金資産について、最も適切な説明はどれか。

ア：一定の手続により、転職先の企業型DCやiDeCo等へ資産を移換できる場合がある

イ：退職と同時に年金資産は必ず全額消滅する

ウ：転職した場合は企業型DC資産を現金で自由に全額引き出せる

エ：転職先に企業年金がなければ資産移換の手続は一切できない

正答：ア

ア：○ DCには離転職時に年金資産を持ち運ぶポータビリティの仕組みがある。

イ：× 移換制度が設けられている。

ウ：× 老後資産形成制度であり、原則として自由な中途引出しはできない。

エ：× iDeCo等への移換が可能な場合がある。

総合解説：DCでは退職後の移換期限・手続を放置すると自動移換となることがあるため、早めの対応が重要である。

Q126 退職金・企業年金【応用】

問題：2026年4月1日施行の企業型DCのマッチング拠出改正について、最も適切な説明はどれか。

ア：加入者掛金そのものが全面禁止となった

イ：加入者掛金が事業主掛金を超えてはならないという従来の制限が撤廃され、総拠出限度額の範囲で加入者がより柔軟に拠出できるようになった

ウ：企業型DCの拠出限度額という概念自体が完全に廃止された

エ：改正後は事業主掛金をゼロにしなければマッチング拠出できない

正答：イ

ア：× 改正は加入者拠出を禁止するものではなく、従来の上限制限を緩和した。

イ：○ 2026年4月から、マッチング拠出で加入者掛金を事業主掛金以下とする制限が撤廃された。

ウ：× 総拠出限度額は引き続き存在する。

エ：× そのような条件ではない。

総合解説：改正点は『加入者掛金 事業主掛金』という個別制限の撤廃であり、DC全体の拠出限度額までなくなったわけではない。

Q127 退職金・企業年金【標準】

問題：2026年4月1日施行の企業型DC制度改正について、最も適切な説明はどれか。

ア：簡易型DCは公的年金へ統合され、企業年金制度ではなくなった

イ：2026年4月から企業型DCそのものが廃止された

ウ：簡易型DCは通常の企業型DCへ統合され、簡素化されていた手続の一部が通常の企業型DCにも適用される

エ：簡易型DCの統合により、すべての企業が確定給付企業年金へ強制移行した

正答：ウ

ア：× 通常の企業型DCへ統合された。

イ：× 企業型DCは存続している。

ウ：○ 中小企業での普及を図るため、簡易型DCを通常の企業型DCに統合する改正が施行された。

エ：× DBへの強制移行ではない。

総合解説：制度改正は中小企業の企業年金導入を容易にする方向で行われている。

Q128 退職金・企業年金【応用】

問題：2026年4月1日施行の企業型DCの自動移換対策について、最も適切な説明はどれか。

ア：自動移換制度が廃止され、退職後は何もしなくても必ず最適な制度へ移換される

イ：事業主は退職予定者へのDC移換説明を禁止された

ウ：退職者は企業型DC資産を必ず現金化して受け取るようになった

エ：事業主による説明義務の時期が、資格喪失後だけでなく資格喪失が見込まれる段階へ前倒しされた

正答：エ

ア：× 自動移換自体がなくなったわけではない。

イ：× むしろ説明をより早い時期に行う方向へ改正された。

ウ：× 原則として移換手続が必要である。

エ：○ 退職前等に移換手続きを認識できるよう、説明時期が見直された。

総合解説：退職時のDC資産放置は老後資産形成上の不利益につながるため、制度上も事前説明が強化された。

Q129 退職金・企業年金 [基礎]

問題：確定給付企業年金（DB）の『基金型』と『規約型』の運営主体の違いとして、最も適切なものはどれか。

ア：基金型と規約型があり、基金型では企業とは別法人の企業年金基金が実施主体となる

イ：DBには企業型DCとiDeCoの2種類しかない

ウ：基金型DBでは企業年金基金という実施主体は存在しない

エ：規約型DBは国民年金基金連合会だけが実施できる

正答：ア

ア：○ 厚生労働省はDBを基金型と規約型の2種類に整理している。

イ：× それは確定拠出年金の区分である。

ウ：× 基金型では企業年金基金が実施主体となる。

エ：× 厚生年金適用事業所の事業主が規約に基づき実施する。

総合解説：DBの『基金型・規約型』と、DCの『企業型・個人型』を混同しない。

Q130 退職金・企業年金 [基礎]

問題：中小企業退職金共済制度（中退共）の通常の掛金月額として、制度上選択できる範囲について最も適切なものはどれか。

ア：月額500円から無制限に自由設定できる

イ：月額5,000円から30,000円までの所定の16種類から従業員ごとに選択できる

ウ：通常掛金是一律月額70,000円に変更できない

エ：掛金は従業員本人が全額負担し、事業主は納付できない

正答：イ

ア：× 中退共は所定の掛金月額から選択する制度である。

イ：○ 中退共の通常掛金は5,000円～30,000円の16種類で、短時間労働者には2,000円・3,000円・4,000円の特例がある。

ウ：× 70,000円は小規模企業共済の上限と混同している。

エ：× 中退共は事業主が従業員のために掛金を納付する退職金制度である。

総合解説：中退共は従業員向け、小規模企業共済は経営者・役員等向けという対象者の違いも重要である。

Q131 退職金・企業年金【標準】

問題：中退共の退職金について、掛金納付月数が11か月以下の場合の原則的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：1か月加入すれば必ず掛金総額の10倍が退職金として支給される

イ：11か月以下でも必ず掛金総額を上回る退職金が生給される

ウ：原則として退職金も解約手当金も支給されない

エ：中退共には掛金納付月数という概念がない

正答：ウ

ア：× そのような給付設計ではない。

イ：× 短期加入では原則支給されない。

ウ：○ 中退共では掛金納付月数が11月以下の場合、原則として退職金・解約手当金は支給されない。

エ：× 退職金額は掛金月額と納付月数等により決まる。

総合解説：退職金制度導入時は、短期離職者の給付ルールも含めて従業員へ説明することが重要である。

Q132 退職金・企業年金【基礎】

問題：小規模企業共済制度について、最も適切な説明はどれか。

ア：一般従業員だけを対象とし、個人事業主は加入できない

イ：掛金は月額30万円の一種類しかない

ウ：掛金は税制上まったく控除対象にならない

エ：小規模企業の経営者や役員、個人事業主等の退職・廃業後の生活資金に備える制度で、掛金は月額1,000円～70,000円の範囲で設定できる

正答：エ

ア：× 小規模企業の経営者・役員・個人事業主等が主な対象である。

イ：× 月額1,000円～70,000円の範囲で選べる。

ウ：× 掛金全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

エ：○ 中小機構が運営する経営者向けの退職金制度で、掛金は500円単位で設定・増減できる。

総合解説：経営者の老後設計では、公的年金だけでなく小規模企業共済等を組み合わせて退職資金を形成する。

Q133 中小企業の資金計画 [基礎]

問題：中小企業の資金使途の分類として、最も適切なものはどれか。

- ア：商品の仕入代金や人件費など日常の営業活動に必要な資金は運転資金、機械設備の購入などは設備資金である
イ：機械設備の購入資金だけを運転資金という
ウ：仕入代金は固定資産取得資金なので必ず設備資金である
エ：運転資金と設備資金は資金計画上区別する意味がない

正答：ア

ア：○ 運転資金は日常営業の資金、設備資金は長期使用する設備等の取得資金として整理する。

イ：× 機械購入は一般に設備資金である。

ウ：× 通常の仕入は運転資金である。

エ：× 必要期間や返済期間の設計が異なるため区別が重要である。

総合解説：資金使途と返済期間を対応させることが、中小企業の安定した資金繰りの基本である。

Q134 中小企業の資金計画 [標準]

問題：掛売り中心の企業で売上が急増し、売掛金と在庫が増える一方、仕入代金の支払条件は変わらない。資金繰りへの影響として最も適切なものはどれか。

- ア：売上が増えれば現金は必ず同時に入るため、運転資金は不要になる
イ：利益が出ていても、売掛金回収前に仕入・人件費等の支払いが先行し、増加運転資金が必要となることがある
ウ：在庫が増えるほど必ず手元現金も同額増える
エ：黒字企業では資金ショートは絶対に起こらない

正答：イ

ア：× 掛売りでは入金までタイムラグがある。

イ：○ 利益と現金収支は一致しないため、成長局面ほど運転資金不足が生じることがある。

ウ：× 在庫取得には現金流出が伴うため逆のことも多い。

エ：× 黒字でも入出金時期の差で資金不足は起こり得る。

総合解説：中小企業のFP相談では損益だけでなく、売掛金・在庫・買掛金の回転と資金繰りを確認する。

Q135 中小企業の資金計画【応用】

問題：設備投資後に利益は計上されているが、借入金返済後の現預金が毎期減少している企業への対応として、最も適切なのはどれか。

ア：利益が黒字なら資金繰り分析は不要と判断する

イ：現預金が減っていても借入返済額を増やせば必ず改善する

ウ：損益だけでなく営業キャッシュフロー、設備投資支出、借入返済額を確認し、返済期間や投資規模の見直しを検討する

エ：設備投資額は資金計画と無関係なので確認しない

正答：ウ

ア：× 利益とキャッシュフローは一致しない。

イ：× 返済を増やすと資金流出がさらに大きくなる。

ウ：○ 借入返済は現金流出であり、会計利益が出ていても返済原資が不足することがある。

エ：× 設備投資は大きな資金流出であり返済計画に直結する。

総合解説：中小企業の借入は『借りられるか』ではなく『営業CFで返せるか』を中心に検討する。

Q136 中小企業の資金計画【標準】

問題：日本政策金融公庫のマル経融資（小規模事業者経営改善資金）について、最も適切な説明はどれか。

ア：上場大企業だけを対象とし、商工会議所等の関与はない

イ：必ず不動産担保と第三者保証人の両方が必要である

ウ：教育費専用の個人向けローンである

エ：商工会議所・商工会等の経営指導を受け、推薦を受けた小規模事業者が、原則無担保・無保証人で利用できる制度である

正答：エ

ア：× 小規模事業者向けの制度である。

イ：× 原則無担保・無保証人である。

ウ：× 事業者の経営改善資金を対象とする。

エ：○ マル経融資は経営改善に必要な資金を対象とし、融資限度額2,000万円、返済期間10年以内等の条件がある。

総合解説：公的融資制度は対象者・資金使途・推薦要件等を確認して選択する。

Q137 中小企業の資金計画 【標準】

問題：信用保証協会の責任共有制度について、原則的な部分保証方式の説明として最も適切なのはどれか。

ア：信用保証協会が個別貸付金の80％を保証し、金融機関も一定割合の信用リスクを負担する

イ：すべての保証制度で必ず協会が100％保証し、金融機関は一切リスクを負わない

ウ：信用保証協会は中小企業に直接出資するだけで、融資保証は行わない

エ：保証割合は必ず20％である

正答：ア

ア：○ 責任共有制度の部分保証方式では原則80％保証となる。

イ：× 責任共有制度では原則として金融機関もリスクを負担する。

ウ：× 金融機関からの借入に保証を付す制度である。

エ：× 原則の部分保証割合は80％である。

総合解説：信用保証制度は融資そのものではなく、金融機関の貸付けに信用保証協会の保証を付ける仕組みである。

Q138 中小企業の資金計画 【標準】

問題：日本政策金融公庫の創業融資を検討する際の資金使途について、最も適切な説明はどれか。

ア：法人設立前の資本金払込みだけが唯一の融資対象である

イ：店舗・機械等の設備資金や人件費・仕入等の運転資金は対象となり得るが、法人設立の資本金払込みそのものは融資対象ではない

ウ：創業後の仕入資金や人件費は事業資金ではないため利用できない

エ：創業融資は住宅購入資金にだけ使える

正答：イ

ア：× 資本金払込みは融資対象外である。

イ：○ 日本政策金融公庫は事業資金を融資するが、法人設立時の資本金払込み資金は対象外としている。

ウ：× 運転資金として対象となり得る。

エ：× 事業の設備・運転資金を対象とする。

総合解説：創業時は必要資金を『自己資金・資本金・設備資金・運転資金』に分け、融資対象を確認する。

Q139 中小企業の資金計画 [基礎]

問題：中小企業金融における信用保証協会と日本政策金融公庫の役割について、最も適切な説明はどれか。

ア：両者とも民間銀行の一支店であり、役割は完全に同一である

イ：信用保証協会は個人の生命保険だけを扱う

ウ：信用保証協会は主として民間金融機関からの借入を保証し、日本政策金融公庫は政策金融機関として直接融資も行う

エ：日本政策金融公庫は融資を一切行わず、保証だけを行う

正答：ウ

ア：× 制度上の組織と役割が異なる。

イ：× 中小企業者等の借入れに対する信用保証が主要業務である。

ウ：○ 両者は資金繰り支援の方法が異なる。

エ：× 日本政策金融公庫は各種政策融資を実施している。

総合解説：公的金融支援は『直接融資』と『信用保証による民間融資支援』を区別する。

Q140 中小企業の資金計画 [標準]

問題：売掛債権を利用したファクタリングについて、最も適切な説明はどれか。

ア：売掛債権を増やすために必ず新たな商品を借金で購入する制度である

イ：利用すれば売掛先の信用リスクや手数料を一切確認する必要がない

ウ：ファクタリングを利用すると売掛債権の入金時期は必ず遅くなる

エ：売掛債権を期日前に譲渡して資金化する方法であり、通常の銀行借入れとは資金調達の法的構造が異なる

正答：エ

ア：× 売掛債権の資金化の仕組みである。

イ：× 契約条件や償還請求権、手数料等の確認が必要である。

ウ：× 一般には期日前の資金化を目的とする。

エ：○ ファクタリングは売掛債権の売却による資金化で、借入れとは区別して条件を確認する。

総合解説：資金調達は金利だけでなく、手数料、債権譲渡条件、償還請求権の有無など総コストとリスクで比較する。

Q141 中小企業の資金計画 【標準】

問題：耐用期間10年以上の設備を、3か月ごとに更新が必要な短期借入だけで全額調達し続けている企業について、資金計画上の問題として最も適切なのはどれか。

ア：長期使用する設備を短期資金だけで賄うと借換えリスクが高まるため、設備の回収期間に合った長期資金も検討する

イ：設備は長期資産なので、返済期間は短いほど必ず安全である

ウ：短期借入は満期が来ないため借換えリスクは存在しない

エ：資金使途と借入期間は財務上まったく関係しない

正答：ア

ア：○ 資金使途の回収期間と調達期間を合わせることが安定した財務管理につながる。

イ：× 返済負担が集中し借換え依存が高まる可能性がある。

ウ：× 短期借入には満期・更新があり、借換えできないリスクがある。

エ：× 期間対応は資金繰りの重要な原則である。

総合解説：設備資金は長期、季節性運転資金は短期など、資金使途と返済期間の整合性を取る。

Q142 社会保障・公的支援の総合判断 【標準】

問題：会社員が業務外の病気で長期入院し、医療費負担が大きく、勤務もできない。公的制度の組合せとして最も適切なのはどれか。

ア：業務外の病気なので、公的医療保険も所得保障も一切利用できない

イ：医療費には高額療養費制度、休業中の所得減少には要件を満たせば傷病手当金を検討する

ウ：医療費も休業所得も労災保険だけで対応する

エ：高額療養費を受けると傷病手当金は必ず利用禁止となる

正答：イ

ア：× 健康保険の給付対象となり得る。

イ：○ 医療費自己負担と休業所得減少は別の制度で補完する。

ウ：× 業務外傷病は原則として労災保険の業務災害ではない。

エ：× 給付目的が異なり、一律の排他的関係ではない。

総合解説：総合判断では『医療費』『所得喪失』『生活費』を分け、それぞれ利用できる公的保障を当てはめる。

Q143 社会保障・公的支援の総合判断 [基礎]

問題：会社員が勤務中の業務に起因して負傷した場合、まず検討すべき公的保険制度として最も適切なのはどれか。

- ア：国民健康保険だけ
- イ：雇用保険の基本手当だけ
- ウ：労災保険
- エ：介護保険だけ

正答：ウ

ア：× 業務災害は原則として労災保険で扱う。

イ：× 基本手当は失業時の所得保障であり、業務災害の治療制度ではない。

ウ：○ 業務災害は労災保険の療養補償給付・休業補償給付等の対象となり得る。

エ：× 勤務中の負傷の第一義的な保障制度ではない。

総合解説：事故原因が業務・通勤か、私傷病かによって適用保険を分ける。

Q144 社会保障・公的支援の総合判断 [標準]

問題：健康保険・雇用保険に加入する会社員が出産し、その後育児休業を取得する。公的給付の整理として最も適切なのはどれか。

- ア：すべて健康保険の傷病手当金だけで対応する
- イ：出産育児一時金を受けると育児休業等給付は必ず受給できない
- ウ：育児休業等給付は労災保険から支給される
- エ：出産時の費用には出産育児一時金、産前産後の休業所得には出産手当金、育児休業中には要件を満たせば雇用保険の育児休業等給付を検討する

正答：エ

ア：× 出産・育児には別の給付制度がある。

イ：× 給付目的が異なり、一律の併用禁止ではない。

ウ：× 雇用保険の給付である。

エ：○ 出産費用、産前産後休業、育児休業は給付目的と実施制度が異なる。

総合解説：ライフイベントでは制度ごとに『何の費用・所得減を補うか』を整理して重複・漏れを防ぐ。

Q145 社会保障・公的支援の総合判断 [応用]

問題：58歳の会社員が自己都合退職し、当面再就職活動を行う。配偶者の被扶養者にはならない。手続の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：雇用保険の基本手当の受給要件を確認するとともに、健康保険は任意継続と国民健康保険等を比較し、年金は国民年金第1号への変更を確認する

イ：退職後も健康保険・厚生年金・雇用保険の資格は自動的に永久継続する

ウ：58歳なので国民年金への種別変更は不要である

エ：自己都合退職なら雇用保険の基本手当は法律上絶対に受給できない

正答：ア

ア：○ 退職により雇用・医療・年金の制度が同時に変わるため、横断的な手続確認が必要である。

イ：× 退職により被保険者資格の変更・喪失が生じる。

ウ：× 60歳未満で第2号・第3号でなければ第1号加入を確認する。

エ：× 被保険者期間等の要件を満たせば受給対象となり得る。

総合解説：退職相談では、失業給付だけでなく医療保険・年金・税・生活資金を同時に整理する。

Q146 社会保障・公的支援の総合判断 [基礎]

問題：中小事業主や一人親方など、労働者ではない者の労災保険について、最も適切な説明はどれか。

ア：事業主や自営業者は、業種や働き方にかかわらず労災保険へ一切加入できない

イ：一定の要件を満たせば、労災保険の特別加入制度を利用できる者がいる

ウ：特別加入は失業時の基本手当を受けるためだけの雇用保険制度である

エ：特別加入すれば、私生活上のすべての病気・けがが無条件で労災給付の対象になる

正答：イ

ア：× 一定の中小事業主等や一人親方等には特別加入制度がある。

イ：○ 労災保険は原則として労働者を対象とするが、中小事業主等・一人親方等には一定要件の下で特別加入制度がある。

ウ：× 労災保険による業務災害等の保護を受けるための制度である。

エ：× 労災給付には業務災害等としての支給要件があり、私生活上の疾病等が無条件で対象になるわけではない。

総合解説：自営業者・事業主は原則的な労働者向け労災保険の枠外だが、業務実態に応じて特別加入制度を利用できる場合がある。

Q147 社会保障・公的支援の総合判断 [標準]

問題：住宅ローン債務者である会社員が死亡し、機構団信の支払要件を満たし、遺族は公的遺族年金の受給要件も満たす。必要保障額を見直す際の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：団信がある場合は遺族の生活費・教育費は必ずゼロになる

イ：遺族年金があっても必要保障額計算では一切考慮しない

ウ：団信による住宅ローン残債の弁済と遺族年金を利用可能資源として反映し、残る生活費・教育費等の不足額を検討する

エ：住宅ローン残高を団信弁済後も必要資金として二重計上する

正答：ウ

ア：× 住宅ローンが消えても生活費や教育費は残る。

イ：× 公的保障は利用可能資源として考慮する。

ウ：○ 死亡後の必要資金から公的給付や団信等を差し引いて私的保障の不足額を求める。

エ：× 団信により弁済される部分は二重計上しない。

総合解説：必要保障額は『必要支出 - 公的保障・既存資産・団信等』で不足額を把握する。

Q148 社会保障・公的支援の総合判断 [応用]

問題：大学進学資金が不足する世帯について、給付奨学金の対象可能性があり、JASSO貸与奨学金と国の教育ローンも利用可能である。最も適切な資金調達方針はどれか。

ア：給付制度を調べず、最初から最も高コストの借入を最大限利用する

イ：教育ローンと奨学金は併用できないため、必ず一方だけ選ぶ

ウ：在学中の資金だけを見て、卒業後の返済計画は考えない

エ：返還不要の給付・授業料減免を先に確認し、不足額について無利子・有利子の貸与条件と教育ローンの返済負担を比較する

正答：エ

ア：× 返済不要支援を見逃し、将来負担を不必要に増やす。

イ：× 所定要件を満たせば併用できる。

ウ：× 貸与・借入は卒業後のキャッシュフローに影響する。

エ：○ 返還不要支援を優先し、その後の不足額を将来返済コストの低い順に比較するのが合理的である。

総合解説：教育支援は『給付・減免→無利子貸与→有利子貸与・ローン』の順で条件を比較する考え方が基本となる。

Q149 社会保障・公的支援の総合判断 [応用]

問題：小規模企業を営む個人事業主が、事業承継後の老後資金を準備したい。公的年金だけでは不足が見込まれる場合の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：国民年金等の公的年金見込額を確認し、小規模企業共済や加入可能な私的年金制度等を組み合わせて老後資金を設計する

イ：個人事業主は小規模企業共済を利用できない

ウ：小規模企業共済に加入すれば公的年金は不要になる

エ：老後資金は事業用運転資金と完全に同一口座で管理し、目的別に区分しない方がよい

正答：ア

ア：○ 経営者は会社員のような企業退職金が自動的に用意されるとは限らないため、複数制度を組み合わせる必要がある。

イ：× 個人事業主は主要な加入対象の一つである。

ウ：× 私的な退職資金制度であり、公的年金とは別に位置づけられる。

エ：× 事業資金と生活・老後資金を区分して管理する方が資金計画上明確である。

総合解説：経営者のライフプランでは事業資産と個人資産、事業保障と老後保障を分けて設計する。

Q150 社会保障・公的支援の総合判断 [応用]

問題：主要取引先の倒産で多額の売掛金が回収困難となり、資金繰りが急激に悪化した中小企業がある。経営セーフティ共済に加入しており、掛金を積み立てている。最も適切な初期対応はどれか。

ア：売掛金が回収不能でも、資金繰りへの影響はないので何もしない

イ：経営セーフティ共済の共済金貸付の利用可能額を確認しつつ、日本政策金融公庫や信用保証制度など他の資金繰り支援も並行して検討する

ウ：経営セーフティ共済に加入していれば、売掛金全額が無条件で給付金として贈与される

エ：公的融資や信用保証は取引先倒産時には法律上利用禁止である

正答：イ

ア：× 回収不能は現金収入減となり資金ショート要因になる。

イ：○ 取引先倒産による資金不足には共済金貸付や公的金融支援を組み合わせる資金ショート回避を図る。

ウ：× 共済金は所定範囲の貸付制度であり、無条件の贈与ではない。

エ：× 要件に応じた各種資金繰り支援を検討できる。

総合解説：危機時は制度を一つに限定せず、共済・政策金融・信用保証・支払条件見直し等を組み合わせる。